平成 28 年度　短期大学機関別認証評価

評価結果報告書

平成 29 年 3 月 7 日

公益財団法人　日本高等教育評価機構

巻　頭　言

日本高等教育評価機構（以下、「評価機構」という。）は、日本私立大学協会を母体として、平成16(2004)年11月25日に「財団法人」として創設されました。平成24(2012)年4月に「公益財団法人」の認定を受け、新たな出発をして、平成26(2014)年11月には創立10周年を迎えました。

評価機構が行う評価の目的は、短期大学の自律的な内部質の向上及び改善を支援し、もって我が国の大学の発展に寄与することであります。また、評価機構と各短期大学とのコミュニケーションを重視しながら、創設以来ピア・レビューの精神を礎に私立短期大学等の特性に配慮をするとともに個性・特色を重視し、各私立短期大学等の建学の精神などを生かした改革・改善に資する認証評価に取組んで参りました。

平成17(2005)年度から平成27(2015) 年度までの11年間で、延べ459大学、6短期大学の機関別認証評価を、また、ファッション・ビジネス系専門職大学院の認証評価を2度実施し、特色ある取組みや他校の参考となる優れた取組み等を公表して参りました。

平成28(2016)年度の短期大学評価では、3短期大学の認証評価の申請をそれぞれ受理し、提出された自己点検評価書及び関連資料に基づき、書面調査及び実地調査を実施いたしました。その後、評価結果案について短期大学からの意見申立てを受付け、短期大学評価判定委員会において最終的な判定を行った上で「評価結果報告書」をまとめ、平成29(2017)年3月7日の理事会の承認を得て、公表することとなりました。

認証評価制度の第3期となる平成30(2018)年度からは、短期大学等の質的転換や内部質保証の確立の状況を重視した評価制度に転換することが求められており、平成28(2016)年3月には文部科学省令である「学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令を改正する省令」が公布されました。これを踏まえて、評価機構は、現行の評価システムの大幅な見直しを行い、新評価システムを構築し、平成30(2018)年度からの実施を目指して準備を進めているところであります。

今後、短期大学機関別認証評価に加え、大学及び専門職大学院の認証評価の実施を通して、真に高等教育の発展に寄与できる評価を目指し、更に研さんしていく所存です。ご支援とご指導のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

最後に、各短期大学の関係者、評価員など、ご協力いただきました多くの方々に衷心より御礼申し上げます。

平成29(2017)年3月

公益財団法人　日本高等教育評価機構

理事長　黒田　壽二

目　　次

Ⅰ　平成 28 年度 短期大学機関別認証評価について
1　評価機構の概要……7
2　目的……7
3　評価実施短期大学……7
4　評価体制……8
5　経過……8
6　評価結果の概要……10
7　改善報告等の審査結果の概要……10
資料
公益財団法人日本高等教育評価機構短期大学評価の判定に関する細則……11
組織図……13
短期大学評価判定委員会委員名簿……13
評価員名簿……14

Ⅱ　平成 28 年度 短期大学機関別認証評価　評価結果
1　大阪芸術大学短期大学部……17
2　中村学園大学短期大学部……40
3　兵庫大学短期大学部……59

Ⅰ　平成 28 年度 短期大学機関別認証評価について

1　評価機構の概要

評価機構は、日本の私立大学の約 7 割が加盟する日本私立大学協会を母体として設立された機関です。日本私立大学協会は、平成 12(2000)年 4 月に附置機関である私学高等教育研究所を設立し、主として私立大学の立場から大学評価システムの具体的なあり方に関する研究を行ってきました。その結果、私立大学の規模と多様性に対応できる柔軟かつ弾力的な評価システムが必要との基本的認識を得て、個々の大学の特性に配慮した評価を実施する認証評価機関の設立を決議し、平成 16(2004)年に、文部科学大臣から財団法人として設立の許可を得ました。その後、認証評価機関として必要な条件を整え、翌平成 17(2005)年には文部科学大臣から大学の評価を行う認証評価機関として認証を受けました。また、平成 21(2009)年に短期大学の認証評価機関として、平成 22(2010)年にはファッション・ビジネス分野の専門職大学院の認証評価機関として認証を受けました。さらに、平成 24(2012)年 4 月 1 日には公益法人改革関連法に基づき、内閣総理大臣から公益財団法人の認定を受けました。

評価機構は平成 29(2017)年 3 月 1 日現在、13 短期大学と 342 大学が会員となっています。

2　目的

評価機構が、短期大学からの要請に応じて行う評価は、我が国の短期大学の発展に寄与するために、以下のことを目的として評価を行います。

(1) 各短期大学が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、評価機構が定める「短大評価基準」に基づき、教育研究活動等の総合的な状況を評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、各短期大学の自主的な質保証の充実を支援すること。
(2) 各短期大学が教育研究活動等の総合的な状況を適切に社会に示すことにより、広く社会の支持を得ることができるように支援すること。
(3) 各短期大学の個性・特色に配慮した評価を行うことにより、各短期大学の個性・特色ある教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進すること。

3　評価実施短期大学

平成 28(2016)年度は、3 短期大学の認証評価を実施しました。短期大学名は以下のとおりです。

(1) 認証評価（3 短期大学）

1. 大阪芸術大学短期大学部
2. 中村学園大学短期大学部
3. 兵庫大学短期大学部

4　評価体制

評価を実施するに当たっては、公私立短期大学及び国公私立大学の関係者並びに社会、経済、文化等各方面の有識者で構成する「短期大学評価判定委員会」（以下「判定委員会」という）のもとに、評価員で構成する評価チームを編制しました。評価員は、国公私立大学・短期大学及びその他の関係機関の長から推薦され、登録された者の中から申請短期大学の教育研究分野や地域性などを勘案して選出しました。平成 28(2016)年度認証評価は、10 人の判定委員会委員と 13 人の評価員の体制で実施しました。(判定に関する細則、組織図、判定委員会委員名簿、評価員名簿は 11 ページ以降を参照)。

5　経過

(1) 書面調査の開始

評価チームの評価員は、評価機構の定める四つの「基準」等に基づき、短期大学から提出された自己点検評価書の検討・分析などを行い、所見や質問、確認事項、コメントを作成し、評価機構へ提出しました。

(2) 第 1 回評価員会議の開催

取りまとめたコメントをもとに、短期大学ごとに第 1 回評価員会議を開催し、評価員の役割分担を決定しました。その後、評価員は担当基準の書面調査の結果をまとめました。

(3) 実地調査と第 2、3、4 回評価員会議の開催

書面調査の結果をもとに実地調査を実施しました。書面調査の過程で生じた疑問点などを確認することを主な目的として短期大学関係者と面談を行い、自己点検評価書では確認ができなかった事項（施設設備や実地でしか閲覧できない資料など）について、適宜調査を行いました。同時に、学生などとの面談も実施しました。

実地調査期間中に、第 2、3、4 回評価員会議を開催し、評価員間で情報の共有や意見交換を行いました。

(4) 「調査報告書案」の作成（評価チーム）と第 5 回評価員会議の開催

書面調査と実地調査の結果を踏まえ、評価チームは「調査報告書案」を作成し、第 5 回評価員会議において取りまとめました。

(5) 「調査報告書案」に対する意見申立ての受付け

評価チームが作成した「調査報告書案」を短期大学に送付し、意見申立てを受付けました。

その結果、意見申立てはありませんでした。

(6) 判定委員会における認証評価の判定と「評価報告書案」の作成

評価チームより提出された「調査報告書案」と、短期大学から提出された意見申立ての内容を踏まえて判定を行い、「評価報告書案」を作成しました。

(7) 「評価報告書案」等に対する意見申立ての実施

判定委員会が作成した「評価報告書案」を短期大学へ送付し、同報告書案に対する意見申立てを受付けました。

その結果、意見申立てはありませんでした。

(8) 判定委員会における評価結果の確定

評価結果を確定しました。

(9) 理事会における承認

平成 29(2017)年 3 月 7 日の理事会において、判定委員会から提出された「評価結果報告書案」が承認され、評価結果が決定しました。

(10) 通知・公表

評価結果を短期大学へ通知するとともに、文部科学大臣へ報告し、刊行物及びホームページ等を通じて社会に公表します。

認証評価の経過一覧

年月日	実施項目
平成 27(2015)年 7 月末	平成 28 年度 短期大学機関別認証評価　申請書を受理
9 月 15 日	平成 28 年度 短期大学機関別認証評価　責任者説明会を開催
9 月 17 日	平成 28 年度 短期大学機関別認証評価　自己評価担当者説明会を開催
11 月 27 日	短期大学へ実地調査日程の通知
平成 28(2016)年 5 月 31 日	第 1 回短期大学評価判定委員会開催（認証評価を担当する評価員の承認等）
5 月 31 日	短期大学へ評価員の通知
6 月 27 日・7 月 5 日	平成 28 年度 短期大学機関別認証評価　評価員セミナーの開催
～6 月末	自己点検評価書を受理
	即日、評価チームに送付し、書面調査を開始
7 月下旬～9 月上旬	第 1 回評価員会議開催※
8 月中旬～9 月中旬	「書面質問と依頼事項」を短期大学へ送付
8 月下旬～10 月中旬	短期大学から「書面質問と依頼事項」に対する回答を受理
9 月下旬～11 月下旬	実地調査の実施※　　第 2･3･4 回評価員会議開催
10 月下旬～12 月上旬	第 5 回評価員会議開催※
12 月 5 日	第 2 回短期大学評価判定委員会開催（改善報告書等の審査結果の承認等）

12 月 15 日	「調査報告書案」の取りまとめ（評価チーム）
12 月 19 日	短期大学へ「調査報告書案」を送付
～平成 29(2017)年 1 月 16 日	短期大学から「調査報告書案」に対する意見申立てを受理※
2 月 6 日	第 3 回短期大学評価判定委員会開催（評価の判定、「評価報告書案」の取りまとめ）
2 月 7 日	短期大学へ「評価報告書案」を送付
～2 月 20 日	短期大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理※
3 月 2 日	第 4 回短期大学評価判定委員会開催（評価結果の確定）
3 月 7 日	第 3 回理事会開催（評価結果の承認）
3 月 7 日	短期大学へ評価結果などを送付
3 月 8 日	文部科学大臣へ報告
3 月 29 日	社会へ公表

※の月日は短期大学別の「評価の経過一覧」を参照

6　評価結果の概要

認証評価を実施した 3 短期大学は、評価機構が定める短期大学評価基準を満たしており、「適合」と判定しました。

「適合」とした短期大学

大阪芸術大学短期大学部／中村学園大学短期大学部／兵庫大学短期大学部

7　改善報告等の審査結果の概要

平成 27(2015)年度の認証評価において、改善報告書等の提出を条件として「適合」と判定された短期大学のうち、1 短期大学から 1 件の改善報告を受けました。判定委員会において内容について審議を行いました。その結果、1 短期大学の 1 件を「改善が認められた」とし、審査結果の詳細を短期大学に通知しました。

審査結果

※は改善報告の内容に該当する基準項目

大学名	認証評価年度	基準項目※	審査結果
東海学院大学短期大学部	平成 27(2015)	3-4	改善が認められた

資料

公益財団法人日本高等教育評価機構短期大学評価の判定に関する細則

（目的）

第１条　この細則は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）の短期大学機関別認証評価に関する規程（以下「短大評価規程」という。）第１０条（評価報告書案の作成）第６項の定めにより、判定に関し必要な事項を定めるものとする。

（適合）

第２条　本機構が定める短期大学評価基準（以下「短大評価基準」という。）をすべて満たしていると短期大学評価判定委員会（以下「短大判定委員会」という。）が判断した短期大学に対し、短期大学機関別認証評価結果（以下「短大評価結果」という。）を「適合」とする。

（不適合）

第３条　本機構が定める短大評価基準のうち、満たしていない短大評価基準が１つ以上あると短大判定委員会が判断した短期大学に対し、短大評価結果を「不適合」とする。

２　評価の過程において、虚偽報告や事実の隠蔽等重大な社会的倫理に反する行為が意図的に行われているなどと短大判定委員会が判断した短期大学に対し、短大評価結果を「不適合」とすることができる。

（保留）

第４条　前条第１項の短期大学のうち、短大評価結果が決定した翌年度４月１日から原則１年以内にその基準を満たすことが可能であると短大判定委員会が判断した短期大学に対し、短大評価結果を「保留」とする。

２　短大評価結果が「保留」とされた短期大学の保留期間は、原則１年間とする。

３　前項のほか、短大判定委員会の判断により、保留期間を変更することができる。

４　短大評価結果が「保留」とされた短期大学から、保留期間内に再評価の申請がなかった場合は、「不適合」とする。

（基準項目ごとの評価）

第５条　短大判定委員会は、短大評価基準の基準項目ごとの状況を勘案し、「基準項目を満たしている」又は「基準項目を満たしていない」のいずれかの評価を行い、その「理由」を記述する。

２　短期大学の自己点検評価書の内容を踏まえて、分野の特性、規模や地域性を考慮し、対象短期大学が掲げる使命・目的等に沿った制度・システムなどの整備・機能状況及び関連エビデンス等を中心に前項の評価を行うものとし、制度・システムなどの整備・機能状況により「優れた点」、「改善を要する点」、「参考意見」を記述する。

３　短期大学が独自に設定する短大評価基準の基準項目ごとの「基準項目を満たしている」

又は「基準項目を満たしていない」の評価は行わない。

（短大評価基準ごとの評価）

第６条　短大判定委員会は、短期大学の自己点検評価書の内容を踏まえて、基準項目ごとの評価の状況を勘案し、短大評価基準ごとに「基準を満たしている」、「基準を概ね満たしている」又は「基準を満たしていない」のいずれかの評価を行う。

２　全ての基準項目の要求が満たされており、かつ「改善を要する点」の指摘がない場合は、「基準を満たしている」と評価する。

３　全ての基準項目の要求が満たされているが、「改善を要する点」の指摘がある場合は、「基準を概ね満たしている」と評価する。

４　満たされていない基準項目が１つ以上ある場合は、「基準を満たしていない」と評価する。

５　短期大学が独自に設定する短大評価基準ごとの「基準を満たしている」、「基準を概ね満たしている」又は「基準を満たしていない」の評価を行わないこととし、基準ごとのコメントとして「概評」を記述する。

（改廃）

第７条　この細則の改廃は、短大判定委員会の議を経て理事長の承認を得るものとする。

附　則

この細則は、平成２４年１１月９日から施行する。

組織図

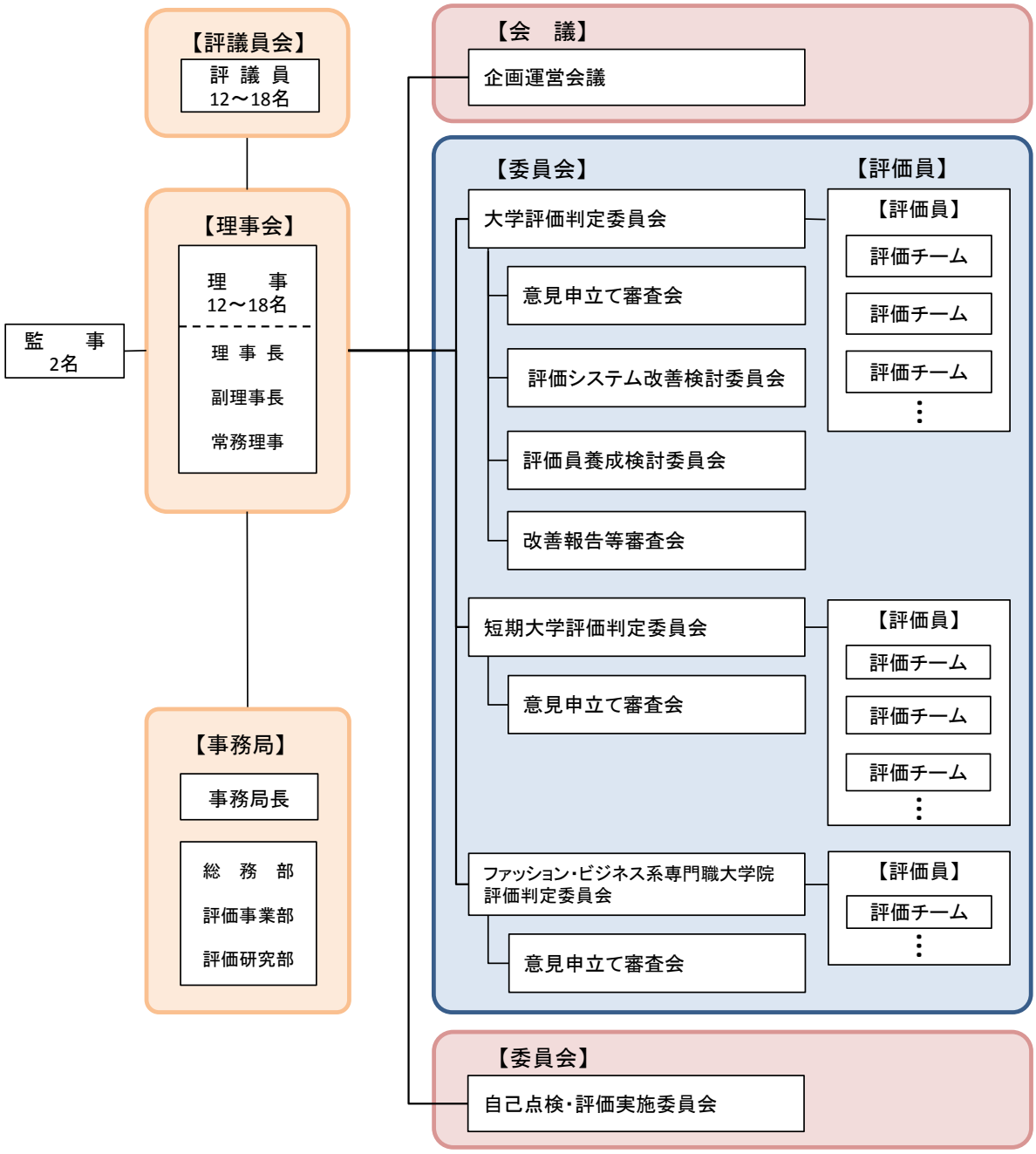

短期大学評価判定委員会委員名簿

（平成 29 (2017) 年 1 月現在　副委員長以外は五十音順）

役　名	名　前	所属機関・役職
委員長	清水　一彦	公立大学法人山梨県立大学理事長 山梨県立大学学長
副委員長	田中　義郎	学校法人桜美林学園常務理事（国際学術連携担当） 桜美林大学大学院教授
委員	冲永　佳史	学校法人帝京大学理事長 帝京大学学長

役　名	名　前	所属機関・役職
委員	小出　龍郎	愛知学院大学前高等教育研究所長、短期大学部顧問、学長補佐、教授
〃	齋藤　力夫	永和監査法人名誉会長、相談役
〃	清水　誠	中村学園大学短期大学部名誉教授
〃	東福寺　一郎	三重短期大学学長
〃	濱田　勝宏	学校法人文化学園理事 文化学園大学副学長
〃	早田　幸政	中央大学理工学部教授、公共政策研究科教授
〃	吉田　修	愛知産業大学経営学部教授

評価員名簿　　**（平成 29(2017)年 1 月現在　五十音順）**

名　前	所属機関・役職
岩田　喜弘	学校法人北陸学院理事、事務局長
冲永　佳史	学校法人帝京大学理事長、帝京大学学長
越智　幸一	鎌倉女子大学短期大学部初等教育学科長、教授
木戸　久二子	東海学院大学短期大学部幼児教育学科長、教授
佐川　秀夫	学校法人文化学園（文化学園大学）顧問、文化学園健康保険組合理事長
笹田　哲男	兵庫大学短期大学部保育科教授
瀧口　優	白梅学園短期大学保育科主任、教授
新澤　祥恵	北陸学院大学短期大学部食物栄養学科長、教授
野中　雅夫	学校法人常葉学園常務理事、常葉大学事務局長
林　祐司	日本工業大学総務部副部長
増田　貴治	学校法人東邦学園理事、法人事務局長、愛知東邦大学学長補佐
松井　亜樹	札幌大谷大学短期大学部保育科准教授
山口　久吉郎	徳島文理大学経理部副部長

Ⅱ　平成 28 年度　短期大学機関別認証評価　評価結果

1　大阪芸術大学短期大学部

Ⅰ　認証評価結果

【判定】

評価の結果、大阪芸術大学短期大学部は、日本高等教育評価機構が定める短期大学評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

創設者の教育に対する思いから、建学の精神、教学の理念が短期大学部を形成する基本理念としている。教育目的は簡潔に定めており、それを学科別にわかりやすく文書化したものが人材養成目的の方針となっている。

建学の精神をもととした教育理念において「人間尊重の精神」「外国語教育と国際化への視座」「実学と学問の有用化」「自由の精神の徹底」「芸術との出会い」の五つを掲げている。建学の精神に込められた価値を時代的あるいは社会的状況に照らして検証・整理し、社会情勢の変化にも対応している。

少子高齢化やグローバル化など急速な進展をみる社会状況の中で、建学の精神、教育理念及び教育目的を反映させた三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）を定めている。学科別の三つの方針も同様に教育目的等を反映させ、かつわかりやすい言葉となっている。

「基準２．学修と教授」について

各学科、通信教育部ともに収容定員未充足であるが、各学科ともにコースの新設、再編などに取組み定員確保に努めている。三つの方針を明確に設定し、学生便覧やホームページ等に明示して周知に努めている。

科目ごとの評価方法は「成績評価方法・基準」として明記しホームページ上の「WEBシラバス」に掲載するほか、担当教員から説明することで学生に周知している。

各学科においてキャリア教育を推進する科目群を開講している。また、スキルアップにつながる各種の講座やポートフォリオ作成講座などを開設し、学生のキャリア教育支援に取組んでいる。

授業科目ごとに学生による授業アンケートを実施している。集計結果は広報紙に掲載するとともに保護者宛に郵送している。短期大学部独自の奨学金制度は充実している。教育環境は学生の利便性に配慮して整備され、有効に活用している。

「基準３．経営・管理と財務」について

法人及び短期大学部の経営を、寄附行為をはじめとする規則等にのっとり行っており、経営の規律と誠実性の維持に努めている。理事会のもとに設置されている常務会は、管理部門と教学部門の相互の連携及び意思の疎通が図られ適切に機能している。学長は法人の副理事長でもあることから、短期大学部の意思決定は現実に沿ったものとなっており、適切なリーダーシップを発揮できる体制が確立している。短期大学部は環境保全への配慮、

人権に関する取組みや、消防訓練、危機管理ガイドラインの制定など安全にも配慮している。

業務執行体制は各部署に適切な職員が配置されている。「事務局連絡会議」が定期的に開催され、理事会、常務会等の決定事項の伝達や部署間の業務連絡、意見交換が活発に行われている。法人の財務状況は借入金は一切なく、繰越支払資金等も充実している。会計監査は監査法人による監査が定期的に適切に行われている。

「基準４．自己点検・評価」について

「大阪芸術大学短期大学部自己点検実施規程」等を制定し、自己点検・評価について組織的に行う体制を整備し、自主的・自律的な自己点検・評価に努めている。

自己点検・評価に伴う報告書の作成に当たっては、学内機関及び事務局各部署へ関係資料及びデータの提供を求め、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価に取組んでいる。報告書は理事会に報告され承認を得た後、ホームページ等を通して学内外に公表している。

自己点検・評価において確認された課題や指摘事項については、各学科、部署、委員会等において改善策が検討され、実行され、その内容は報告書にまとめられる。PDCA サイクルの仕組みは確立され、業務の改善や教育研究内容の向上につながる機会として機能している。

総じて、短期大学部の教育は建学の精神及び使命・目的に基づいて行われ、学修と教授においてもさまざまな創意工夫のもとに運営されている。経営・管理と財務に関しては適切に運営されるとともに、法人全体は健全な財務状況である。自己点検・評価に関してはエビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価に取組んでおり、PDCA サイクルの仕組みも確立している。

なお、使命・目的に基づく短期大学部独自の取組みとして設定されている、「基準 A. 社会貢献と社会への研究成果の発信」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準１．使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1－1　使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

短期大学部の使命・目的は、学則及び通信教育部規程に具体的かつ明確に定められて適切に運用されている。

創設者の教育に対する思いから、建学の精神、教学の理念が短期大学部を形成する基本理念としている。教育目的は簡潔に定めており、それを学科別にわかりやすく文書化したものが人材養成目的の方針となっている。

1－2　使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-①　個性・特色の明示

1-2-②　法令への適合

1-2-③　変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

建学の精神をもととした教育理念において「人間尊重の精神」「外国語教育と国際化への視座」「実学と学問の有用化」「自由の精神の徹底」「芸術との出会い」の五つを掲げている。この 5 項目は、創設者の教育に対する考え方を教育理念としてまとめたものであり、開学以来、教育研究活動の推進において文字通り精神的支柱として堅持されてきた。

学校教育法に照らして、短期大学部として適切な目的を掲げている。

建学の精神に込められた価値を時代的あるいは社会的な状況に照らして検証・整理し、教育活動として実践している。社会情勢の変化に対応し、名称変更や新たなコースの設置など変化への対応も適切である。

1－3　使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-①　役員、教職員の理解と支持

1-3-②　学内外への周知

1-3-③　中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④　使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的の有効性に関しては、役員及び教職員の理解と支持が得られている。建学の精神、教育理念、教育目的及び各学科の教育目標は、ホームページや学生便覧に掲載され周知が図られている。

少子高齢化やグローバル化など急速な進展をみる社会状況の中で、建学の精神、教育理念及び教育目的を反映させた三つの方針を定めている。学科別の三つの方針も同様に教育目的等を反映させ、かつわかりやすい言葉となっている。

建学の精神及び教育目的を達成するため、4 学科及び通信教育 2 学科を設置している。教学組織に係る運営組織としての教授会、教務委員会、入試委員会、FD(Faculty Development)委員会などの組織を設置し適切な運営を行い、教育目的等と教育研究組織の構成は整合性を保っている。

基準２．学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2－1　学生の受入れ

2-1-①　入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-②　入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、ホームページで公開するほか、学生募集要項に掲載している。

入学者選抜は、指定校推薦入試、自己推薦入試、一般入試、AO 入試、大学入試センター試験利用入試など多様化を進め、アドミッションポリシーに沿った入学生確保のための工夫をしている。

収容定員及び入学定員を充足していないが、各学科ともにコースの新設、再編に取組んでいる。今後、更なる努力により、各学科の定員を満たすよう期待したい。

【参考意見】

○英米文化学科の収容定員充足率が低いので、一層の努力が望まれる。

2－2　教育課程及び教授方法

2-2-①　教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-②　教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

カリキュラムポリシーについては、ホームページに掲載し入学前にも閲覧が可能である。また、入学時に配付する学生便覧等に記載し、学生へ周知を図っている。

このカリキュラムポリシーは、ディプロマポリシーによる人材養成を具現化するために具体的な文言で明確に定めている。また、カリキュラムポリシーに基づき、学科ごとに教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫がなされている。1 年間に履修できる単位数の上限も適切に設定されている。

FD 委員会のもと、授業方法の改善につなげることを目的として教員が授業を相互に聴講できる公開授業を実施している。また、授業内容・教授方法の改善などの自己点検を目的とした「授業内容自己点検報告書」の提出を平成 28(2016)年度より開始している。

2－3　学修及び授業の支援

2-3-①　教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教員と職員の協働については、各種の委員会を教員のみで構成することなく、必ず事務局長及び担当部署の所属長等が構成員として参加できるように規定化している。

初年次に「プレ・ゼミナール」を開講し、またフレッシュマンキャンプを実施したりすることにより、入学後の学修全般に対するサポートを行っている。

TA は配置していないが、研究室に配置されている非常勤副手が各学科の事務をはじめとして実習授業の補助業務、学生に対するさまざまな支援・相談業務等を中心として授業の円滑な運営に大いに寄与している。また、保育学科ではオフィスアワーの実施にとどまらず、全ての教員が、オフィスアワー以外にも随時全ての学生の相談に応じている。

授業アンケートを実施し、学修及び授業支援に対する意見をくみ上げている。アンケートの集計結果は、「大阪芸術大学グループ通信」に掲載するとともにホームページにも掲載し、公表している。

2－4　単位認定、卒業・修了認定等

2-4-①　単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定及び卒業認定は学則や試験に関する規則において明確に定めている。1 年次から 2 年次への進級要件は設定していないが、基礎科目から応用科目へと履修順位を設けた科目を設定し、体系的に修得できるように努めている。成績評価の告知方法としては学生便覧の「単位認定について」で詳細に記載し、ガイダンスにおいても詳しく説明を行っている。

科目ごとの評価方法は、「テーマと目的」「授業概要」「授業計画（各回予定）」とともに「成績評価方法・基準」として明記し、ホームページ上の「WEB シラバス」に掲載するほか各授業においても担当教員から説明することで学生へ周知している。通信教育部の通信教育課程では、レポートや作品等の課題提出により成績評価を行っている。

卒業判定は、個々の科目の成績が認定されたのち、教務委員会、教授会の議を経て学長が決定している。

2－5　キャリアガイダンス

2-5-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

正課内キャリア教育として全学科共通の「総合教育科目」に演習科目の「職業指導」を開講している。また、各学科においてキャリア教育を推進する科目群を開講している。

正課外でのキャリア支援に関する講座としては、1 年次の後期から各学科の特性にあわせた資格取得へ向けた対策講座、スキルアップにつながる各種の講座やポートフォリオ作成講座などを開設し、学生のキャリア教育支援に取組んでいる。

学生の進路指導に関する必要な事項を審議し、その推進を図るための組織として、「就職委員会」を設置している。また、就職課では、学生一人ひとりの能力・希望を尊重し、入学時から就職相談を行っている。

2－6　教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-①　教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

授業目標の達成状況を点検・評価する方法として、毎年（前期・後期の年 2 回）授業科目ごとに学生による授業アンケートを実施している。

授業アンケートの集計結果は広報紙「大阪芸術大学グループ通信」に掲載し、毎年全学生向けに公表するとともに保護者宛に郵送している。

平成 28(2016)年度より、専任教員に対して「公開授業の結果」と授業アンケートの集計結果を踏まえて、授業内容の自己点検を要請し、授業内容の更なる向上を目指して「授業内容自己点検報告書」の提出を義務付けている。

2－7　学生サービス

2-7-①　学生生活の安定のための支援
2-7-②　学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】
基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】
学生支援、厚生補導の組織として「学生委員会」「人権教育推進委員会」「奨学生審査委員会」を設置し、学務課が事務担当に当たっている。
「学生生活満足度調査」を実施し、改善・向上方策のための資料として活用している。また、学生の意見をくみ上げる仕組みとして、リーダースキャンプにおいて学生との意見交換の場を設けている。
経済的な支援として、独自の奨学金制度、罹災（りさい）・家計急変に対する緊急奨学金制度、学費の延納・分納制度等を設けている。
課外活動の支援として「ソフトテニス部」及び「女子柔道部」に活動資金援助を行っている。

【参考意見】
○大阪学舎の学生相談室の運営体制は、個別相談がしづらい環境であり、部屋を分けるなど実態に合わせた配置が望まれる。
○伊丹学舎の学生相談室は、スタッフが非常勤のカウンセラー1 人のみであり、開室も週に 3 日にとどまっているため、学生のサポートをより一層充実させることが望まれる。

2－8　教員の配置・職能開発等
2-8-①　教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
2-8-②　教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み
2-8-③　教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】
基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】
短期大学設置基準に定める必要教員数を満たしている。教職課程を置く保育学科については教職課程認定基準等の必要専任教員数を満たしている。
教員の昇任、採用は就業規則等の諸規則に基づき行っており、採用に当たっては、各学科からの希望、推薦をもとに、「短期大学部教育職員資格審査基準」により審議され、さらに理事長、学長の面接を経て、理事会で最終決定を行っている。
教養教育の組織・責任体制として教養課程を設けている。教養課程は学科と同列の組織として位置付けている。

FD 委員会を設置し、授業アンケートの分析、「公開授業」「教員研究発表会」などを企画し、実施している。その他、教員発表会、研究業績報告などを行っている。

2－9　教育環境の整備

2-9-①　校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-②　授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地・校舎とも短期大学設置基準上必要な面積を満たしている。

大阪学舎、伊丹学舎ともに、学科の特性に応じた施設、設備を整備し有効に活用している。図書館、情報サービス施設が設けられ、学科の特性に応じたピアノ教室、LL 教室、小児栄養実習室、デザイン美術棟などの実習施設を整備している。

授業を行う学生数の適切な管理を明確にする目的で、平成 28(2016)年 4 月の学則変更において、授業を行う学生数を「教育効果を十分にあげられる適当な人数とする」と規定している。

教育研究施設の耐震化は、年次計画に沿って順次実施している。バリアフリー化も含め身体に障がいのある学生への環境整備は更に充実する必要があるが、これらの対応についても、年次計画に組入れて実施するべく検討を推進している。

基準３．経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3－1　経営の規律と誠実性

3-1-①　経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③　学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④　環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤　教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

法人の目的を寄附行為に定め、法人及び短期大学部の経営を、寄附行為をはじめとする

規則等にのっとり行っており、経営の規律と誠実性の維持に努めている。また、使命・目的の実現のため、予算計画や教育研究に係る取組みについて単年度ごとに事業計画を策定し、翌年度には、事業報告書が取りまとめられている。学校教育法等の法令の制定、改正に対して、関係する規則等を整備し、適切に対応している。

短期大学部は、環境保全への配慮、人権に関する取組みや消防訓練、危機管理ガイドラインの制定など安全にも配慮している。

また、教育情報、財務情報については、ホームページに掲載し公表している。

3－2　理事会の機能

3-2-①　使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会を中心とする管理運営体制は整備されており、理事会は寄附行為に基づいて適切に開催され、理事の出席状況も良好である。

理事会のもとに設置されている常務会では、管理部門と教学部門の相互の連携及び意思の疎通が図られ、決定すべき事項は、発議、常務会、評議員会、理事会という流れで審議決定しており適切に機能している。

3－3　短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-①　短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-②　短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

短期大学部は、学則第 44 条に「本大学に学長を置く。学長は、校務をつかさどり、所属する教職員を統督する。」と定め、短期大学部の意思決定に係る権限と責任を明確にしている。また、学長が短期大学部の意思決定を行うに当たり、諮問・審議機関として教授会が、さらに各種委員会が体系的に構成され、各規則に基づき適切に運営されている。

教育研究活動上の事項は、各学科・課程・委員会等において発議され、当該組織の合意のもとに、学長が主宰する教授会や各委員会で審議した後実行される。13 の専門委員会のうち六つの委員会で学長が委員長を務め、その他の委員会も原則学長が委員長を任命して、審議結果は学長の同意・決定をもって発効するように規定されている。学長は、学校法人の副理事長でもあり、審議内容及び意思決定は教学部門と管理部門相互の意向が反映され、現実に沿ったものとなっており、適切なリーダーシップを発揮できる体制が確立している。

3－4　コミュニケーションとガバナンス

3-4-①　法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-②　法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③　リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事会、評議員会が円滑に行われるための機関として常務会を設置している。常務会では、管理部門と教学部門が連携して重要事項について検討・協議及び情報共有を図っている。また、主要委員会は、学科長等や事務局関連部署の職員が委員となっており連携・疎通を図っている。

監事は、理事会及び評議員会に出席して法人全体の業務状況や財産状況を把握するなど職務を遂行している。評議員会は、寄附行為にのっとり設置され、一部運営に改善を要する点があるものの、概ね適切に開催されている。

学長は、副理事長を兼ねていることから、管理部門と教学部門の双方の意思決定に関わっている。また、教学部門において、学長は、教授会をはじめ各委員会の議長となり、委員からの意見集約を行うなど、リーダーシップを発揮するとともに意見・提案をくみ上げる体制を整えている。

【参考意見】

○第 1 回補正予算の審議手続きに関しては、理事会で決定する前にあらかじめ評議員会の意見を聞いていないので、第 2 回補正予算の審議のように正しい手続きで審議するよう配慮が望まれる。

3－5　業務執行体制の機能性

3-5-①　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-②　業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③　職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

業務執行については、「学校法人塚本学院組織機構・事務分掌規程」において、組織、職制及び事務分掌を定めており、各事務部門が果たす役割を明確にし、事務職員が教育目的達成のために円滑に事務処理を行うことができるようにしている。

キャンパスが大阪学舎と伊丹学舎に分かれていることから、事務組織もそれぞれに設けられている。事務局長が双方のキャンパスに出勤し、学内の情報共有に努めており、理事会、常務会等の決定事項の伝達や部署間の業務連絡、意見交換が活発に行われている。

毎年度、各課・室単位で当該年度の数値目標を設定し、「目標設定届」として提出することを義務付けており、合わせて前年度の目標に対する「目標達成報告書」も提出させている。この取組みは平成 15(2003)年度より行っており、自己点検・評価活動の一環として定着している。

3－6　財務基盤と収支

3-6-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

建物の安全性と学生の利便性向上を目的とした大阪学舎の建物建替えのための基金などを積立ている。計画的に必要な資金を積立てて施設設備を更新している。また、支出については、購入物品の内容精査により、無駄な購入を減らし収支の改善に努めている。

平成 23(2011)年度から 5 期連続で収支差額が支出超過となっているが、経年で人件費等の経費の削減に努めている。法人全体としては借入金は一切なく、流動比率や前受金保有率など資金の蓄積状況を示す財務比率も健全であり、安定的な財政基盤を確立している。

3－7　会計

3-7-①　会計処理の適正な実施

3-7-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は学校法人会計基準に準拠し適正に行っており、各種法令及び寄附行為に従っている。処理上の不明点については、適宜公認会計士及び監督官庁等に確認し、処理を行っている。

私立学校振興助成法の規定に基づき、監査法人による会計監査が行われている。毎回特に指摘事項はなく、監査報告書を受取っている。

監事は理事会・評議員会に出席し、業務報告を聴取し、理事の業務を監査している。また、各部署の管理職員よりも意見聴取を行い、部署ごとについても現状の把握を行っている。公認会計士とも意見交換を行っており、連携している。

基準４．自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4－1　自己点検・評価の適切性

4-1-①　短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-②　自己点検・評価体制の適切性

4-1-③　自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

短期大学部は、学則に定める使命・目的を達成するために「大阪芸術大学短期大学部自己点検実施規程」等を制定し、自己点検・評価について組織的に行う体制を整備し、短期大学部の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価に努めている。

短期大学部の自己点検・評価は、自己点検実施委員会が主体となり、その下部組織としてワーキンググループが設けられ、内容の取りまとめ、報告書の作成が行われ自己点検実施委員会での検証を経て常務会及び理事会で承認される体制となっている。また、専任教員は、毎年度教育研究業績の報告書の提出、事務局は、課・室ごとの「目標設定届」「目標達成報告書」の提出が行われている。

短期大学部は、「大阪芸術大学短期大学部自己点検実施規程」の制定及び学則第 3 条に「自己点検・評価」条項を定めて以来、自己点検・評価活動に継続的に取組んでいる。

4－2　自己点検・評価の誠実性

4-2-①　エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-②　現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③　自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

短期大学部は、事務局を中心に所管する基礎データ、すなわち学務部による在学者数、休学・退学者数、教員数、就職部による就職者数、進学者数、入試部による受験者数、入学者数などの各種データを収集・整理し共有に努めている。

また、学生による「授業アンケート」を各学期に 1 回実施している。独立した IR(Institutional Research)を専門に担当する組織は設置していないが、事務局長が各部署に対して各種データの収集を指示し、学生の実態を把握するよう努めている。

自己点検・評価についてまとめられた自己点検・評価報告書は、ホームページを通じて学内外に公表されることにより、点検・評価結果の学内共有と社会への情報発信・公表が行われており、短期大学部の公益活動を担う社会的存在としての責任が果たされている。

4－3　自己点検・評価の有効性

4-3-①　自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

短期大学部は、多様化する諸問題に関しては、各種委員会及び学科長会議等において恒常的な検証が行われており、学長のリーダーシップのもと教授会の意見を聞きながらその解決に当たっている。

また、自己点検・評価において確認された課題や指摘事項については、各学科、部署、委員会等において改善策が検討され、実行される。実行された内容は、その効果の検証、点検・評価が再び各学科、部署、委員会等において行われ、報告書にまとめられる。このように PDCA サイクルの仕組みとして確立している。

短期大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会貢献と社会への研究成果の発信

Ａ－1　本短期大学の特色を活かした社会貢献と地域連携

A-1-①　地元自治体との連携による社会貢献・地域連携

A-1-②　本学の人的資源を活かした社会貢献・地域連携

A-1-③　本学の施設設備等を活かした社会貢献・地域連携

Ａ－2　研究成果（卒業作品等）の社会への発信

A-2-①　メディア・芸術学科の公演・発行物等

A-2-②　デザイン美術学科の学外展・発行物等

【概評】

ディプロマポリシーの実現に向けて、総合芸術短期大学としての特色を生かし、さまざまな人的・物的資源の提供に基づく社会連携事業を展開している。

特に、地元自治体との連携による社会貢献・地域連携では、市区町村や近隣の公共団体からの依頼･要請を受け､短期大学部での教育活動の成果を地域の子育て支援や生涯学習、就業（就学）体験といった機会として提供している。

人的資源を生かした社会貢献・地域連携では、幼児教育や保育といった学びの成果に、子どもや親子対象の交流イベントを学生自らが企画・運営しており、それらの取組みを通

じて得られる経験や評価が、教育効果を高めるといった好循環で作用していることは特筆すべき点である。

施設設備等を生かした社会貢献・地域連携では、交流イベントの実施のほか、伊丹学舎の芝生広場を地域の幼稚園、保育園の運動会会場として開放・提供している。

教育理念や短期大学部の目的を果たすため、教育課程においては、実技・実践教育に重点が置かれている。実践教育の集大成、教育研究活動の成果発表・発信の場として、学内外における作品展、舞台公演、演奏会といった各種機会が設けられ、授業に臨む動機付けや、目的意識の向上をもたらすとともに、社会的な評価を受け、それを反映する循環によって教職員・学生への教育効果を高めている。

メディア・芸術学科は卒業公演・卒業コンサート等で舞台公演、演奏会といった機会が設けられており、学内行事を記録した学内誌を発行したり、地域情報誌を作成したりして伊丹市内に無料で配付している。デザイン美術学科も作品展のほか、卒業制作作品を集めた学内誌を発行している。

Ⅳ　短期大学の概況（平成 28(2016)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 26(1951)年度
所在地　　大阪府大阪市東住吉区矢田 2-14-19
　　兵庫県伊丹市荒牧 4-8-70

学科・専攻

学科	専攻
英米文化学科	―
保育学科	―
メディア・芸術学科	―
デザイン美術学科	―
通信教育部保育学科	幼稚園コース　保育コース
通信教育部デザイン美術学科	―

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
平成 28(2016)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 2 日	第 1 回評価員会議開催

9 月 15 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 29 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 31 日	実地調査の実施　　11 月 1 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 2 日	11 月 2 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 24 日	第 5 回評価員会議開催
平成 29(2017)年　1 月 12 日	大学から「調査報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）
2 月 16 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

Ⅵ　提出資料一覧

・自己点検評価書（付：電子媒体）
・エビデンス集（データ編）（付：電子媒体）
・エビデンス集（資料編）

エビデンス集（資料編）内訳

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人塚本学院寄附行為	
【資料 F-2】	短期大学案内	
	『大阪芸術大学短期大学部　入学案内 2017』 『大阪芸術大学短期大学部通信教育部　入学案内 2016』	
【資料 F-3】	短期大学学則	
	大阪芸術大学短期大学部学則 大阪芸術大学短期大学部通信教育部規程	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	『大阪芸術大学短期大学部　平成 29 年度学生募集要項』 『大阪芸術大学短期大学部通信教育部 入学情報 2016』	
【資料 F-5】	学生便覧	
	『学生便覧 2016』（大阪芸術大学短期大学部） 『2016 学生のしおり』（通信教育部）	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 28 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 27 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセス http://osaka-geitan.jp/guide/access/osaka.html キャンパス案内（大阪学舎・伊丹学舎） http://osaka-geitan.jp/guide/campus/index.html	
【資料 F-9】	法人及び短期大学の規程一覧（規程集目次など）	
	『学校法人塚本学院例規集』（目次）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人塚本学院役員・評議員名簿 平成 27（2015）年度 理事会・評議員会開催状況一覧	

【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	計算書類（過去 5 年間） 監査報告書（過去 5 年間）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス	
	Web シラバス（大阪芸術大学短期大学部） http://i.osaka-geidai.ac.jp/syllabus_tandai/select/	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料1-1-1】	『大阪芸術大学短期大学部　入学案内 2017』	【資料F-2】と同じ
【資料1-1-2】	建学の精神、教育目的、教育理念、3 つのポリシー （『学生便覧 2016』P4～7）	【資料F-5】と同じ
【資料1-1-3】	建学の精神、教育目的、教育理念、3 つのポリシー 短期大学部ホームページ http://osaka-geitan.jp/guide/philosophy.html 短期大学部通信教育部ホームページ（建学の精神） http://www.jcc.osaka-geidai.ac.jp/tandai/guide/admission/motto	大学HP（掲載分抜粋）
【資料1-1-4】	大阪芸術大学短期大学部学則	【資料F-3】と同じ
【資料1-1-5】	『大阪芸術大学短期大学部通信教育部 入学案内 2016』	【資料F-2】と同じ
【資料1-1-6】	『2016 学生のしおり』（通信教育部）	【資料F-5】と同じ
【資料1-1-7】	大阪芸術大学短期大学部通信教育部規程	【資料F-3】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料1-2-1】	建学の精神・教育目的・教育理念（『学生便覧』P4～7）	【資料F-5】と同じ
【資料1-2-2】	短期大学部ホームページ（建学の精神） http://osaka-geitan.jp/guide/philosophy.html	大学HP（掲載分抜粋）
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料1-3-1】	学校法人塚本学院理事・評議員名簿	
【資料1-3-2】	平成 27（2015）年度理事会・評議員会開催状況一覧	
【資料1-3-3】	短期大学部ホームページ（建学の精神） http://osaka-geitan.jp/guide/philosophy.html	【資料1-1-3】と同じ
【資料1-3-4】	大阪芸術大学短期大学部 3 つのポリシー（『学生便覧』P5～7）	【資料F-5】と同じ

基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料2-1-1】	『大阪芸術大学短期大学部　入学案内 2017』	【資料F-2】と同じ
【資料2-1-2】	『大阪芸術大学短期大学部　平成 29 年度学生募集要項』	【資料F-4】と同じ
【資料2-1-3】	短期大学部ホームページ（入試情報） http://osaka-geitan.jp/admission/index.html	大学HP（掲載分抜粋）
【資料2-1-4】	入試委員会規程	
【資料2-1-5】	『大阪芸術大学短期大学部通信教育部　入学案内 2016』	【資料F-2】と同じ
【資料2-1-6】	『大阪芸術大学短期大学部通信教育部　入学情報 2016』	【資料F-4】と同じ
【資料2-1-7】	短期大学部通信教育部ホームページ（入学案内・学費） http://www.jcc.osaka-geidai.ac.jp/tandai/guide	大学HP（掲載分抜粋）
【資料2-1-8】	平成 27（2015）年度高校訪問・進学説明会一覧	
【資料2-1-9】	平成 27（2015）年度短期大学部進学説明会出席者名簿	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料2-2-1】	平成 28（2016）年度　学習要項（『学生便覧』P69～117）	【資料F-5】と同じ

【資料2-2-2】	3 つのポリシー（『学生便覧』P5～7）	【資料F-5】と同じ
【資料2-2-3】	教務委員会規程	
【資料2-2-4】	大阪芸術大学短期大学部ファカルティ・ディベロップメント委員会規程　（以下、「FD 委員会」という。）	
【資料2-2-5】	学生の履修に関する規程［履修制限］（『学生便覧』P129）	【資料F-5】と同じ
【資料2-2-6】	時間割　平成 28（2016）年度　4 学科分	
【資料2-2-7】	短期大学部通信教育部ホームページ http://www.jcc.osaka-geidai.ac.jp/tandai/index.html	大学HP（掲載分抜粋）
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料2-3-1】	大阪芸術大学短期大学部学則	【資料F-3】と同じ
【資料2-3-2】	大阪芸術大学短期大学部「教授会」運営規程	
【資料2-3-3】	学生便覧　平成 28（2016）年度	【資料F-5】と同じ
【資料2-3-4】	短期大学部ホームページ（カリキュラム） http://osaka-geitan.jp/departments/english/curriculum.html	大学HP（掲載分抜粋）
【資料2-3-5】	大阪芸術大学短期大学部通信教育部規程	【資料F-3】と同じ
【資料2-3-6】	資格審査委員会規程	
【資料2-3-7】	入試委員会規程	【資料2-1-4】と同じ
【資料2-3-8】	教務委員会規程	【資料2-2-3】と同じ
【資料2-3-9】	学生委員会規程	
【資料2-3-10】	学術研究委員会規程	
【資料2-3-11】	人権教育推進委員会規程	
【資料2-3-12】	就職委員会規程	
【資料2-3-13】	大阪芸術大学短期大学部大学評価委員会規程	
【資料2-3-14】	大阪芸術大学短期大学部奨学生審査委員会規程	
【資料2-3-15】	大阪芸術大学短期大学部 FD 委員会規程	【資料2-2-4】と同じ
【資料2-3-16】	大阪芸術大学短期大学部省エネルギー推進委員会規程	
【資料2-3-17】	大阪芸術大学短期大学部通信教育部委員会規程	
【資料2-3-18】	大阪芸術大学短期大学　自己点検実施規程	
【資料2-3-19】	『2016 学生のしおり』（通信教育部）	【資料F-5】と同じ
【資料2-3-20】	通信教育部ホームページ http://www.jcc.osaka-geidai.ac.jp/tandai/index.html	大学HP（掲載分抜粋）
【資料2-3-21】	短期大学部通信教育部（学習支援システム） https://system.cord.osaka-geidai.ac.jp/t_portal/action/pt/f01/Uspt010100	大学HP（掲載分抜粋）
【資料2-3-22】	保育学科のオフィスアワー実施状況　平成 28（2016）年度	
【資料2-3-23】	授業アンケート集計結果（過去 3 年）	
【資料2-3-24】	学年暦（過去 3 年）	
【資料2-3-25】	欠席状況等（前期）の調査について（お願い）	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料2-4-1】	大阪芸術大学短期大学部学則	【資料F-3】と同じ
【資料2-4-2】	大阪芸術大学短期大学部「教授会」運営規程	【資料2-3-2】と同じ
【資料2-4-3】	大阪芸術大学短期大学部学位規程	
【資料2-4-4】	WEB シラバス http://i.osaka-geidai.ac.jp/syllabus_tandai/select/	【資料F-12】と同じ
【資料2-4-5】	『学生便覧 2016』（大阪芸術大学短期大学部）	【資料F-5】と同じ
【資料2-4-6】	大阪芸術大学短期大学部通信教育部規程	【資料F-3】と同じ
2-5. キャリアガイダンス		
【資料2-5-1】	就職委員会規程	【資料2-3-12】と同じ
【資料2-5-2】	大阪芸術大学短期大学部就職指導紹介業務運営規程	

【資料2-5-3】	大阪芸術大学短期大学部就職指導紹介に係る個人情報適性管理規程	
【資料2-5-4】	短期大学部 HP（就職・進路支援） http://osaka-geitan.jp/campuslife/career/index.html	大学HP（掲載分抜粋）
【資料2-5-5】	シラバス（職業指導関連にする科目）	【資料F-12】と同じ
【資料2-5-6】	就職課学内行事掲示一覧	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料2-6-1】	授業アンケート集計結果（過去 3 年）	【資料2-3-23】と同じ
【資料2-6-2】	『大阪芸術大学グループ通信』平成 27（2015）年 9 月号	
【資料2-6-3】	大阪芸術大学グループ通信（PDF） http://osaka-geitan.jp/guide/geitsu.html	大学HP（掲載部分）
【資料2-6-4】	教務委員会規程	【資料2-2-3】と同じ
【資料2-6-5】	大阪芸術大学短期大学部 FD 委員会規程	【資料2-2-4】と同じ
2-7. 学生サービス		
【資料2-7-1】	学生委員会規程	【資料2-3-9】と同じ
【資料2-7-2】	人権教育推進委員会規程	【資料2-3-11】と同じ
【資料2-7-3】	大阪芸術大学短期大学部奨学生審査委員会規程	【資料2-3-14】と同じ
【資料2-7-4】	大阪芸術大学短期大学部学費免除・奨学規程	
【資料2-7-5】	地震・台風等の被災者に対する奨学金に関する内規	
【資料2-7-6】	学校法人塚本学院白浜研修センター使用規程・同細則	
【資料2-7-7】	学校法人塚本学院菅平高原研修センター使用規程・同細則	
【資料2-7-8】	トラブル防止ガイド（『学生生活を円滑におくるために』）	
【資料2-7-9】	医務室関係資料	
【資料2-7-10】	学生相談室関係資料	
【資料2-7-11】	課外活動援助金関連資料	
【資料2-7-12】	大学祭実行委員会への支援・援助金等関係資料	
【資料2-7-13】	リーダースキャンプ実施資料	
【資料2-7-14】	学生団体の一覧（認可・未承認）（『学生便覧』P39）	【資料F-5】と同じ
【資料2-7-15】	課外活動旅費支給基準	
【資料2-7-16】	学生生活満足度調査集計結果（過去3年）	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料2-8-1】	学校法人塚本学院専任職員の任免に関する規程	
【資料2-8-2】	大阪芸術大学短期大学部教育職員就業規則	
【資料2-8-3】	教育研究補助費運営委員会規程	
【資料2-8-4】	学外研修内規	
【資料2-8-5】	塚本学院教育研究補助費規程	
【資料2-8-6】	学校法人塚本学院塚本英世記念国際交流計画に基づく 海外研修員募集要項	
【資料2-8-7】	学校法人塚本学院出版助成規程	
【資料2-8-8】	学校法人塚本学院科学研究費補助金取扱規程	
【資料2-8-9】	学校法人塚本学院研究倫理基準	
【資料2-8-10】	大阪芸術大学短期大学部 FD 委員会規程	【資料2-2-4】と同じ
【資料2-8-11】	授業アンケート集計結果（過去 3 年）	【資料2-3-23】と同じ
【資料2-8-12】	研究業績報告書（様式） A（著書・論文等）、B（その他の分筆や口頭による発表）、 C（実技発表）	
【資料2-8-13】	人権研修年度別テーマ一覧	
【資料2-8-14】	教育研究補助費申請書一覧（過去 3 年実績）	
【資料2-8-15】	公開授業について（お願い）	
【資料2-8-16】	授業内容・方法の改善について	

【資料2-8-17】	学内研究発表	
2-9. 教育環境の整備		
【資料2-9-1】	『大阪芸術大学短期大学部　入学案内 2017』 伊丹学舎施設紹介（P46）、大阪学舎施設紹介（P90）	【資料F-2】と同じ
【資料2-9-2】	アクセス http://osaka-geitan.jp/guide/access/osaka.html キャンパス案内 http://osaka-geitan.jp/guide/campus/index.html	【資料F-8】と同じ
【資料2-9-3】	学舎・教室配置図（『学生便覧』P141～154 抜き刷り）	
【資料2-9-4】	開講科目一覧（科目別履修者数）（過去 3 ヶ年実績）	
【資料2-9-5】	図書館利用案内（『学生便覧』P41） 図書館利用に関する規程（『学生便覧』P133）	【資料F-5】と同じ
【資料2-9-6】	施設、設備の使用に関する細則（『学生便覧』P135）	【資料F-5】と同じ
【資料2-9-7】	学校法人塚本学院白浜研修センター使用規程・同細則	【資料2-7-6】と同じ
【資料2-9-8】	学校法人塚本学院菅平高原研修センター使用規程・同細則	【資料2-7-7】と同じ
【資料2-9-9】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【資料2-9-10】	展示室・芸術ホール利用状況一覧	
【資料2-9-11】	図書館開館・大学行事日程表	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人塚本学院寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-2】	学校法人塚本学院コンプライアンス規程	
【資料 3-1-3】	大阪芸術大学短期大学部教育職員就業規則	【資料 2-8-2】と同じ
【資料 3-1-4】	学校法人塚本学院事務職員就業規則	
【資料 3-1-5】	個人情報の保護に関する規程	
【資料 3-1-6】	学校法人塚本学院研究倫理基準	【資料 2-8-9】と同じ
【資料 3-1-7】	学校法人塚本学院科学研究費補助金取扱規程	【資料 2-8-8】と同じ
【資料 3-1-8】	学校法人塚本学院の公的研究費等の管理・運営に関する基本方針	
【資料 3-1-9】	学校法人塚本学院公的研究費管理・運営規程	
【資料 3-1-10】	学校法人塚本学院研究行動規範	
【資料 3-1-11】	学校法人塚本学院公的研究費における不正防止等に関する規程	
【資料 3-1-12】	学校法人塚本学院内部監査規程	
【資料 3-1-13】	『学校法人塚本学院例規集（CD-R)』	
【資料 3-1-14】	事業計画書　平成 27（2015）年度	
【資料 3-1-15】	事業報告書　平成 27（2015）年度	【資料 F-7】と同じ
【資料 3-1-16】	学校法人塚本学院寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-17】	学校法人塚本学院研究倫理基準	【資料 2-8-9】と同じ
【資料 3-1-18】	【表 3-2】大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	エビデンス集（データ編）
【資料 3-1-19】	人権推進委員会規程	
【資料 3-1-20】	人権教育推進委員会規程	【資料 2-3-11】と同じ
【資料 3-1-21】	大阪芸術大学人権・同和教育基本方針	
【資料 3-1-22】	『人権ハンドブック』	
【資料 3-1-23】	『セクシャルハラスメントって･･･』	
【資料 3-1-24】	大阪芸術大学短期大学部消防計画（大阪学舎、伊丹学舎）	
【資料 3-1-25】	短期大学部ホームページ（こころとからだの健康支援） http://osaka-geitan.jp/campuslife/medicaloffice.html	大学HP（掲載分抜粋）

【資料 3-1-26】	AED 設置案内	【資料 2-7-9-⑦】と同じ
【資料 3-1-27】	禁煙啓発キャンペーン案内	【資料 2-7-9-⑤】と同じ
【資料 3-1-28】	トラブル防止ガイド（学生生活を円滑におくるために）	【資料 2-7-8】と同じ
【資料 3-1-29】	衛生委員会規程	
【資料 3-1-30】	日本私立大学協会グループ共済制度導入案内 （『塚本学院広報』掲載記事）	
【資料 3-1-31】	ストレスチェック実施規程	
【資料 3-1-32】	空気環境測定結果表	
【資料 3-1-33】	『学生生活を円滑におくるために』	【資料 2-7-8】と同じ
【資料 3-1-34】	地震・台風等の被災者に対する奨学金に関する内規	【資料 2-7-5】と同じ
【資料 3-1-35】	大阪芸術大学短期大学部学費免除・奨学規程	【資料 2-7-4】と同じ
【資料 3-1-36】	学校法人塚本学院危機管理ガイドライン	
【資料 3-1-37】	学校法人塚本学院　情報公開規程	
【資料 3-1-38】	【表 3-3】教育研究活動等の情報の公表状況	
【資料 3-1-39】	短期大学部ホームページ（財務書類等の公開） http://www.osaka-geidai.ac.jp/geidai/guide/financial/index.html	大学HP（掲載部分）
【資料 3-1-40】	【表 3-4】財務情報の公表	エビデンス集（データ編）
3-2. 理事会の機能		
【資料3-2-1】	学校法人塚本学院寄附行為	【資料F-1】と同じ
【資料3-2-2】	常務会内規	
【資料3-2-3】	学校法人塚本学院役員・評議員名簿	【資料F-10】と同じ
【資料3-2-4】	平成 27（2015）年度 理事会・評議員会開催状況一覧	【資料F-10】と同じ
3-3. 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料3-3-1】	大阪芸術大学短期大学部学則	【資料 F-3】と同じ
【資料3-3-2】	大阪芸術大学短期大学部「教授会」運営規程	【資料 2-3-2】と同じ
【資料3-3-3】	資格審査委員会規程	【資料 2-3-6】と同じ
【資料3-3-4】	入試委員会規程	【資料 2-1-4】と同じ
【資料3-3-5】	教務委員会規程	【資料 2-2-3】と同じ
【資料3-3-6】	学生委員会規程	【資料 2-3-9】と同じ
【資料3-3-7】	学術研究委員会規程	【資料 2-3-10】と同じ
【資料3-3-8】	人権教育推進委員会規程	【資料 2-3-11】と同じ
【資料3-3-9】	就職委員会規程	【資料 2-3-12】と同じ
【資料3-3-10】	大阪芸術大学短期大学部学費免除・奨学規程	【資料 2-7-4】と同じ
【資料3-3-11】	大阪芸術大学短期大学部奨学生審査委員会規程	【資料 2-3-14】と同じ
【資料3-3-12】	大阪芸術大学短期大学部大学評価委員会規程	【資料 2-3-13】と同じ
【資料3-3-13】	大阪芸術大学短期大学部通信教育部委員会規程	【資料 2-3-17】と同じ
【資料3-3-14】	大阪芸術大学短期大学部自己点検・実施規程	【資料 2-3-18】と同じ
【資料3-3-15】	大阪芸術大学短期大学部FD委員会規程	【資料 2-2-4】と同じ
【資料3-3-16】	大阪芸術大学短期大学部省エネルギー推進委員会規程	【資料 2-3-16】と同じ
【資料3-3-17】	各種委員会委員一覧　平成27（2015）年度	
【資料3-3-18】	大阪芸術大学短期大学部「教授会」運営規程	【資料 2-3-2】と同じ
【資料3-3-19】	資格審査委員会規程	【資料 2-3-6】と同じ
【資料3-3-20】	入試委員会規程	【資料 2-1-4】と同じ
【資料3-3-21】	教務委員会規程	【資料 2-2-3】と同じ
【資料3-3-22】	学生委員会規程	【資料 2-3-9】と同じ
【資料3-3-23】	学術研究委員会規程	【資料 2-3-10】と同じ
【資料3-3-24】	人権教育推進委員会規程	【資料 2-3-11】と同じ

【資料3-3-25】	就職委員会規程	【資料 2-3-12】と同じ
【資料3-3-26】	大阪芸術大学短期大学部奨学生審査委員会規程	【資料 2-3-14】と同じ
【資料3-3-27】	大阪芸術大学短期大学部大学評価委員会規程	【資料 2-3-13】と同じ
【資料3-3-28】	大阪芸術大学短期大学部通信教育部委員会規程	【資料 2-3-17】と同じ
【資料3-3-29】	大阪芸術大学短期大学部FD委員会規程	【資料 2-2-4】と同じ
【資料3-3-30】	大阪芸術大学短期大学部省エネルギー推進委員会規程	【資料 2-3-16】と同じ
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人塚本学院寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-2】	常務会内規	【資料 3-2-2】と同じ
【資料 3-4-3】	大阪芸術大学短期大学部「教授会」運営規程	【資料 2-3-2】と同じ
【資料 3-4-4】	各種委員会委員一覧　平成 27（2015）年度	【資料 3-3-17】と同じ
【資料 3-4-5】	学校法人塚本学院寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-6】	平成 27（2015）年度 理事会・評議員会開催状況一覧	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-4-7】	監事による業務監査実施一覧	
【資料 3-4-8】	監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 3-4-9】	学校法人塚本学院内部監査規程	【資料 3-1-12】と同じ
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人塚本学院組織機構・事務分掌規程	
【資料 3-5-2】	学校法人塚本学院組織機構図	
【資料 3-5-3】	【表 3-1】職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	エビデンス集（データ編）
【資料 3-5-4】	学校法人塚本学院事務職員就業規則	【資料 3-1-4】と同じ
【資料 3-5-5】	外部機関研修会への参加状況一覧表　平成 27（2015）年度	
【資料 3-5-6】	教職員ハンドブック（短期大学部教育職員、事務職員）	
【資料 3-5-7】	人権研修実施資料　平成 27（2015）年度	
【資料 3-5-8】	全体研修会実施資料（平成 25（2013）年）	
【資料 3-5-9】	目標設定届（様式）	
【資料 3-5-10】	目標達成報告書（様式）	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	計算書類（過去 5 年間）	【資料 F-11】と同じ
【資料 3-6-2】	【表 3-5】消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	エビデンス集（データ編）
【資料 3-6-3】	【表 3-6】事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	エビデンス集（データ編）
【資料 3-6-4】	【表 3-7】消費収支計算書関係比率（短期大学単独）	エビデンス集（データ編）
【資料 3-6-5】	【表 3-8】事業活動収支計算書関係比率（短期大学単独）	エビデンス集（データ編）
【資料 3-6-6】	【表 3-9】貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	エビデンス集（データ編）
【資料 3-6-7】	【表 3-10】貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	エビデンス集（データ編）
【資料 3-6-8】	【表 3-11】要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	エビデンス集（データ編）
【資料 3-6-9】	平成 27（2015）年度財産目録	
【資料 3-6-10】	諸手当の改訂資料	
【資料 3-6-11】	大阪芸術大学短期大学部教育職員定年規程	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人塚本学院寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-7-2】	学校法人塚本学院経理規程	

【資料 3-7-3】	監査法人による会計検査の実施資料	
【資料 3-7-4】	平成 27（2015）年度 理事会・評議員会開催状況一覧	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-7-5】	監事による業務監査実施一覧	【資料 3-4-7】と同じ
【資料 3-7-6】	監査報告書	【資料 F-11】と同じ

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	大阪芸術大学短期大学部学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	塚本学院自己点検・評価規程	
【資料 4-1-3】	大阪芸術大学短期大学部自己点検実施規程	【資料 2-3-18】と同じ
【資料 4-1-4】	常務会内規	【資料 3-2-2】と同じ
【資料 4-1-5】	大阪芸術大学短期大学部自己点検実施委員会開催一覧	
【資料 4-1-6】	大阪芸術大学短期大学部自己点検実施規程	【資料 2-3-18】と同じ
【資料 4-1-7】	短期大学部ホームページ（自己点検評価報告書） http://osaka-geitan.jp/guide/financial.html	大学HP（掲載分抜粋）
【資料 4-1-8】	学科長等連絡会開催案内	
【資料 4-1-9】	教育研究業績書（様式）	【資料 2-8-12】と同じ
【資料 4-1-10】	目標設定届（様式）	【資料 3-5-9】と同じ
【資料 4-1-11】	目標達成報告書（様式）	【資料 3-5-10】と同じ
【資料 4-1-12】	授業アンケートの実施結果	【資料 2-3-23】と同じ
【資料 4-1-13】	大阪芸術大学短期大学部自己点検実施規程	【資料 2-3-18】と同じ
【資料 4-1-14】	大阪芸術大学短期大学部学則	【資料 F-3】と同じ
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	授業アンケートの実施結果	【資料 2-3-23】と同じ
【資料 4-2-2】	短期大学部ホームページ（自己点検評価報告書） http://osaka-geitan.jp/guide/financial.html	【資料 4-1-7】と同じ
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	大阪芸術大学短期大学部自己点検実施委員会開催一覧	【資料 4-1-5】と同じ
【資料 4-3-2】	短期大学部ホームページ（自己点検評価報告書） http://osaka-geitan.jp/guide/financial.html	【資料 4-1-7】と同じ

基準 A. 社会貢献と社会への研究成果の発信

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 本短期大学の特色を活かした社会貢献と地域連携		
【資料 A-1-1】	長居公園春の元気っ子デーフェスティバル ※保育学科ブース参加	
【資料 A-1-2】	長居直物園七夕まつり※保育学科コーナー参加	
【資料 A-1-3】	「トライやる・ウィーク」に係る生徒の受入依頼	
【資料 A-1-4】	関連行事資料（芸短ブログ集）	
A-2. 研究成果（卒業作品等）の社会への発信		
【資料 A-2-1】	ポピュラーダンスコース第 2 回卒業公演	
【資料 A-2-2】	舞台芸術コース第 8 回卒業公演夢の国のちびっこバク	
【資料 A-2-3】	ポピュラー音楽コース第 4 回卒業コンサート	
【資料 A-2-4】	『28th パラボラ通信』（2016 年 2 月発行）	
【資料 A-2-5】	『キラキラ№16』（2016 年 2 月 1 日発行）	
【資料 A-2-6】	『キラキラ№15』（2015 年 8 月 1 日発行）	
【資料 A-2-7】	『大阪芸術大学短期大学部　卒業制作 2016』	

【資料 A-2-8】	『プロトス - PROTOS - vol.7』キャラクター造形コース作品集	
【資料 A-2-9】	関連行事資料（芸短ブログ集）	

2　中村学園大学短期大学部

Ⅰ　認証評価結果

【判定】

評価の結果、中村学園大学短期大学部は、日本高等教育評価機構が定める短期大学評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神には、「人間教育の根幹」「教育実践の基底」「教育研究の基本」についての基本理念が示され、短期大学部の使命・目的及び各学科の教育目的が簡潔にまとめられており、法令に適合するかたちで学則に適切に明示している。また、ホームページ、大学案内及び学生便覧並びに朝礼、研修及びオリエンテーションなどを通じて学内外に周知している。

短期大学を取巻く環境や社会からのニーズに対応するために法人の中期総合計画を策定し、学科の教育目的を三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）とともに反映している。

「基準２．学修と教授」について

短期大学部及び3学科の入学者受入れの方針を明示してホームページや大学案内等で周知し、いずれの学科も定員を上回り入学者及び在籍学生を適切に確保している。

学科の教育目的を踏まえたカリキュラムポリシーを明示し、体系的な教育課程を可視化した履修系統図を作成している。また、「N-GUIDE」による教室外学修の指示やアクティブ・ラーニングの推進、教授方法の改善活動など、学修の質保証に取組んでいる。学生支援冊子「N-navi」の活用、学内で働ける「スチューデントジョブ制度」及び遠方就職活動の旅費支援制度の拡充など、「学生生活実態調査」の結果から学生の短期大学部への満足度は高く、指導主任と他の教職員との協働のもと履修指導やキャリア教育など進路支援に力を入れ、学生生活全般において学生一人ひとりを丁寧にサポートしている。

各種施設・設備は、耐震などの安全性を確保し、健全で豊かな食生活のための「食育館」やラーニングスペース、図書館、学生寮など教育研究環境は充実している。

「基準３．経営・管理と財務」について

短期大学部の管理については、寄附行為をはじめ、管理運営規則、事務分掌や職務権限に関する規則を定め、業務遂行に関する各職位の責任と権限の所在を明確にしている。また、使命・目的及び教育目標を達成するために中期総合計画を策定し、全学をあげて継続的に取組んでいる。

重要な教学事項は学長が議長となる「審議会」にて意思決定し、理事長と学長は「学園協議会」などを通じて円滑なコミュニケーションを図っている。理事会は定期的に開催されるほか、日常の管理運営は常任理事会を組織して対応している。教職員へは朝礼や管理職研修会などにより、運営方針の徹底や事業の進捗状況の共有を図っている。

中期財政計画を策定して財務運営を行い、事業活動収入は堅調で外部資金獲得の実績を挙げており、短期大学部とともに法人全体として安定した財務基盤を確立している。

「基準４．自己点検・評価」について

FD(Faculty Development)活動は教職員の活動全般として位置付けられ、学長を委員長とした基本方針と基本計画等を審議する FD 委員会、諸活動を推進する FD 推進センター及び FD 推進委員会を設置し、全学的に体制を整備して自己点検・評価に取組んでいる。各学科の目標値及び自己評価の適切性は FD 推進センターが点検して調整・修正を行うなど、適正な自己点検・評価に努めている。また、事務組織の改編により教育研究支援課は教育・研究、管理運営等に関する情報の収集及び整理に関する事項、経営企画室は IR(Institutional Research)に関する事項を担当し、現状把握のため情報収集と分析の機能を整えている。

中期総合計画は理事会及び評議員会の承認を経て､教職員に配付し情報の共有化を図り、年次事業計画の達成結果を自己評価し､次年度の計画へ反映させることにより PDCA サイクルを機能させている。

総じて、短期大学部は、建学の精神・基本理念、使命・目的及び教育方針に基づき、学科ごとに育成すべき人材像を明確にして教育・研究活動に取組み、地域に根差して社会に貢献している。取巻く環境が厳しさを増すなか、社会変化に対応して将来への見通しを中期総合計画へ反映し、理事長と学長のリーダーシップのもと教職協働による運営を基礎に年次計画を推進する積極的な FD 活動を展開するなど、教学・経営の改革へ不断の努力が見受けられる。3 学科とも入学及び収容定員を確保し、徹底したキャリア教育により高い就職実績を誇り、安定した財務・経営基盤を背景に社会貢献に寄与している。

なお、使命・目的に基づく短期大学部独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準１．使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1－1　使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

短期大学部の使命・目的及び学科の教育目的は、学則第 1 条に明文化されており、具体

的かつ明確に定められている。

また、学則、学生便覧、大学案内及びホームページ等には、建学の精神（「人間教育の根幹」「教育実践の基底」「教育研究の基本」における基本理念）に基づいた、短期大学部の使命・目的及び3学科の教育目的が簡潔にまとめられている。

1－2　使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-①　個性・特色の明示

1-2-②　法令への適合

1-2-③　変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

建学の精神には、「人間教育の根幹」「教育実践の基底」「教育研究の基本」についての基本理念が示されており、これに即した個性・特色ある短期大学部の使命・目的、学科の教育目的が、法令に適合するかたちで学則に適切に明示されている。

短期大学を取巻く環境の変化を速やかに察知し、社会のニーズを適確に捉えるよう、平成 10(1998)年から中期総合計画を策定している。また、FD 推進委員会及び FD 推進センターを中心に、「学校法人中村学園第 6 次中期総合計画」（以下、「第 6 次中期総合計画」）と年次事業計画及び事業報告を連動した自己点検・評価を行っており、内部質保証システム（PDCA サイクル）の実質化を図っている。

1－3　使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-①　役員、教職員の理解と支持

1-3-②　学内外への周知

1-3-③　中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④　使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

短期大学部の使命・目的、学科の教育目的の策定及び改定は、教務委員会及び審議会での審議を経た上で教授会での承認を必要とし、教学の重要事項として理事会の承認を得ている。この手順により役員及び教職員が策定に関与・参画することから、理解と支持が十分に得られている。

短期大学部の使命・目的及び学科の教育目的は、「第 6 次中期総合計画」及び三つのポリシーに反映するとともに、ホームページ、大学案内及び学生便覧並びに朝礼、オリエンテーションなどを通じて、学内外に周知している。

また、食物栄養学科、キャリア開発学科、幼児保育学科の 3 学科を設置し、教育目的の実現に必要な教育研究組織を整備している。

基準２．学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2－1　学生の受入れ

2-1-①　入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-②　入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

短期大学部及び学科のアドミッションポリシーを､ホームページ､大学案内等に明示し、周知している。また、推薦入学試験においては、選考基準を事前に公表した上で、受験者の学力・資質を多面的・総合的に評価するなど、アドミッションポリシーに沿った入学者選抜を、公正かつ妥当な方法により実施している。

入学者選抜は、学長を委員長とする入学試験運営委員会を中心に、適切な体制のもとで実施している。入試問題の作成においては、出題検討委員が出題内容の適切性を精査するなど、機密性を保持しながら、良質な問題の作成に努めている。

3 学科はいずれも、入学定員及び収容定員に沿って、在籍学生を適切に確保している。

2－2　教育課程及び教授方法

2-2-①　教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-②　教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

短期大学部及び学科のカリキュラムポリシーを、それぞれの教育目的に基づき策定し、ホームページ、学生便覧等に明示している。

食物栄養学科は「基礎分野」「専門分野」「複合分野」の 3 科目群、キャリア開発学科は必修・教養・家政・ビジネス・語学の 5 科目群、幼児保育学科は「基盤分野」「教養分野」「保育基礎分野」「保育応用・実践分野」「実習分野」の 5 科目群からそれぞれ構成される教育課程をカリキュラムポリシーに沿って体系的に編成している。また、これらを可視化

した履修系統図（カリキュラムマップ及びカリキュラムツリー）を作成している。

キャップ制を導入するとともに、学生に毎年配付する「N-GUIDE」を通じて教室外学修を指示している。アクティブ・ラーニングを推進し、実践的教育（実験・実習授業、学外実習、インターンシップ、海外研修等）を重視するなど学修の質の向上に努めている。

併設の中村学園大学と合同で FD 推進センターを設置し、「教育システム改革 2014」を制定して教授方法改善のための活動を活発に展開している。

2－3　学修及び授業の支援

2-3-①　教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学生への学修及び授業支援については､併設大学と合同の教務委員会等で計画を検討し、入学前教育、新入生オリエンテーション、履修指導、図書館利用指導、教職教育、編入学対策指導、ラーニングサポート等、教職協働の支援体制を整備して適切に運営している。

オフィスアワーは、兼任教員を含む全教員について設定し、学生に周知している。教員の教育活動を支援するために、実験・実習系科目を中心に、併設大学大学院の学生を TA として、また、短期大学部 2 年次生等を SA(Student Assistant)として採用している。

中途退学等への対応については、休退学希望の学生に対しては必ず指導主任（教員）と担当職員が面談して情報を共有し、短期大学部退学者減対策委員会で当該問題の原因分析・改善方策を検討するなどして休退学者数の減少を図っており、成果を挙げている。

授業アンケート、学生生活実態調査の実施などにより、学生の意見をくみ上げ、学修及び授業支援体制の改善に反映させる仕組みを構築している。

2－4　単位認定、卒業・修了認定等

2-4-①　単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

短期大学部及び学科のディプロマポリシーを策定し、単位認定及び卒業認定の基準を学則に明示し、厳正に運用している。3 学科の全ての科目について、授業計画及び成績評価基準をシラバスに示している。また、GPA(Grade Point Average)制度を導入して、成績評価の公平性を保っている。

他学科履修制度、併設大学との単位互換制度、近隣大学との単位互換制度を設けて、学生の幅広い学修を支援している。

他の短期大学又は大学などにおける既修得単位の認定単位数については、法令に適合した上限を学則に規定している。

2－5　キャリアガイダンス

2-5-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

学生部内の就職支援課は、生活支援課や国際交流・社会連携課と連携しながら、また、学科との密接な連携を図りながら、学生の希望を重視した多面的な進路支援を推進し、成果を挙げている。

キャリア開発学科ではインターンシップの必修化、食物栄養学科と幼児保育学科では自主実習の奨励などを通じて、キャリア教育のための支援体制を整備している。

3 学科では、就職委員を中心とする教員側からの就職支援を行っている。また、クラス担当の指導主任は、個人面談等を通じて、就職・進学に対する相談・助言を行っている。

なお、教員と職員が協働して編入学説明会等を開催するなど、教職協働の進路支援体制を整備している。

【優れた点】

○社会的・職業的自立等を指導するためにマナー委員会を設置し、委員会が作成した「学園マナーブック」が学生の就職面談などに大きく役立っていることは評価できる。

○学生向け「就職ノート」、保護者向け「就活応援ガイドブック」、企業向け「求人のための学校案内」等を作成するとともに、遠方で就職活動をする学生のための旅費支援制度を拡充している点は評価できる。

2－6　教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-①　教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成状況の点検・評価に関して、授業アンケート、学生生活実態調査等の調査が行われている。授業アンケート結果はウェブサイト上で公開され、結果に対して担当教員がコメントすることができ、教員・学生双方が確認することによりフィードバックされている。また、学生の評価が最も高かった授業担当教員には「ベストティーチャー」として表彰が行われている。

学生個々の単位修得状況等の学修状況、免許・資格取得状況は、教務委員会及び教授会で確認され、学修指導などの改善にフィードバックされている。卒業生の就職先からの評価については、毎年実施する在職動向調査に基づく就職先訪問時のヒアリングにより把握され、学内で情報共有されている。

2－7　学生サービス

2-7-①　学生生活の安定のための支援

2-7-②　学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生支援に係る組織として学生部（生活支援課、国際交流・社会連携課、就職支援課）を設置し、学生委員会を設けて、教職協働による組織的な学生支援を行っている。学生には学生生活支援に関する情報を網羅した冊子「N-navi」がある。

奨学金制度、授業料減免制度などを設けて学生への経済支援を適切に行い、社会人入学生には専門実践教育訓練給付制度を勧めている。女子学生向け「城南寮」、留学生向け「留学生宿舎」がある。課外活動への支援は、「学友会館」に専任職員を配置するなどして、適切に行っている。学生に対する健康相談、心的支援、生活相談などについては、保健室、学生相談室、指導主任が連携しながら対応する体制を整備している。

学生生活全般に関する意見等の把握のためには、「学生生活実態調査」が実施されており、結果における満足度は高い。

また、学生が食事の自己管理能力を養う食育の場として食堂「食育館」を設けている。

【優れた点】

○学生が学内で働ける「スチューデントジョブ制度」を設けることにより、経済的な支援を図るだけでなく、就業体験の充実、学内リーダーの育成、学科を越えた学生交流を図ろうとしている点は、高く評価できる。

2－8　教員の配置・職能開発等

2-8-①　教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-②　教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③　教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

3 学科は、設置基準に定められた専任教員を確保し、適切に配置している。専任教員の年齢構成は、バランスがとれている。教員の募集・採用・昇格については、基準及び手続きは、教員任用規程及び教員選考に係る資格基準内規に定められており、教育と研究の双方の視点で総合的に審査されている。

FD 活動については、実施計画書・実施報告書をホームページに公開しており、授業アンケート、公開授業、教育ワークショップなどを実施し、教員の資質・能力の向上に努めている。食物栄養学科では、社会人入学生を活用した FD 活動による授業改善も行われている。

また、併設大学と合同で教養教育センターが設置され、一般教育、体育、外国語等の分野ごとの教育体制が確立されている。

2－9　教育環境の整備

2-9-①　校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-②　授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地・校舎ともに大学・短期大学部の共用であるが、校地面積は、大学設置基準と短期大学設置基準上で必要な面積を合算した面積を上回っている。教育研究目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、付属施設などの快適な教育研究環境が整備され、有効に活用されている。各種施設・設備は、耐震などの安全性を確保し、バリアフリーなどの利便性を配慮したものとなっている。新しく整備された校舎には学生食堂「食育館」や主体的学びのためのラーニングスペースが設けられている。

併設大学と共用の図書館では、十分な学術情報資料が確保され、開館日数・時間などに配慮されている。IT 施設については、学内 LAN やコンピュータ機器などを適切に整備している。

また、「学生生活実態調査」を活用して学生の意見をくみ上げ、施設・設備の改善に反映しており、授業を行うクラスサイズは適正である。

基準３．経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3－1　経営の規律と誠実性

3-1-①　経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③　学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、

運営に関連する法令の遵守

3-1-④　環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤　教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為をはじめ、管理運営規則、事務分掌や職務権限に関する規則を定め、法人本部及び学校法人の設置する学校の組織運営の基本的事項について、業務遂行に関する各職位の責任と権限の所在を明確にしている。また、使命・目的の実現に向けては、「第 6 次中期総合計画」を策定し、推進している。

寄附行為第 3 条では関係法令の遵守を明示し、研究倫理や個人情報保護など関係する全ての規則を作成し、全教職員が学内 LAN で閲覧できる環境を整え、遵守を徹底している。危機や安全面への対応として、「リスクマネジメントプログラム」を作成するとともに環境保全対策にも取組み、人権擁護においてはハラスメントに関する諸規則を整備している。

教育情報や財務情報については、ホームページや広報誌にも掲載し、公表している。

3－2　理事会の機能

3-2-①　使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている

【理由】

理事の選任については寄附行為に明記しており、各学校長のほか各専任区分に基づき理事会にて決定している。また、使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定が可能になるよう、理事会の体制が適切に整備されている。

理事会の職務を円滑に機能させるために、理事長と常勤理事で構成する常任理事会を設置して、業務を的確に執行している。

3－3　短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-①　短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-②　短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

短期大学部の学長は併設大学の学長を兼務しているが、短期大学部長が教授会の議長を

務めるなど専属事項について学長を補佐する役割を担い、適切にリーダーシップを発揮している。また、学長補佐は、学長の命を受け、その校務を補佐すると規定し、権限と責任はあくまでも学長にあるとして、学長補佐の役割を明確にしている。

教授会は、学則に定めるもののほか教育研究に関する重要事項として学長が定めたものを審議し、学生からの要望は各種委員会や教授会からの検討依頼事項として取上げ、学長が議長となる審議会にて意思決定している。短期大学部の使命・目的、及び学修者の要求に対応した学内意思決定機関が適切に運営されている。

3－4　コミュニケーションとガバナンス

3-4-①　法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-②　法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③　リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

法人を代表する理事長と、短期大学部を代表する学長は、学園協議会や理事長・学長定例打合わせなどを通じて、円滑なコミュニケーションを図っている。学校法人の最高意思決定機関である理事会を毎年度 4 回定期的に開催するほか、日常の管理運営は常任理事会を組織して対応している。

また、監事は適正な監査とともに公認会計士との意見交換を実施するなど適切に機能している。評議員は各学校長のほか各選出母体からの推薦等に基づき選任されており、評議員会は適切に運営されている。

中期総合計画及び年次事業計画の策定とその実施は、理事長・学長のリーダーシップのもとで行われるが、各部署や委員会から施策を企画立案するボトムアップもあり、バランスをとって運営している。

【優れた点】

○理事長・学長から所信が述べられる教職員朝礼や、教職員管理職全員が参加し、意見交換・交流する一泊二日の管理職研修会の取組みについては高く評価できる。

3－5　業務執行体制の機能性

3-5-①　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-②　業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③　職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

業務執行については、業務分掌や職務権限等が管理運営規則などの規則で整備され、管理体制は組織的かつ効率的に運営されている。

事務局は 12 課・3 室体制で各部に事務部長を置き、各部内の人員配置は事務部長権限で業務の遂行状況に合わせて適宜対応することを可能にしている。

また、職員研修要領及び研修実施マニュアルを定めて SD(Staff Development)委員会を設置し、SD の内容を「職場内研修（OJT、勉強会)」「職場外研修」「自己啓発研修」と区分して体系的に実施し、業務の平準化と人材の育成を図っている。

3－6　財務基盤と収支

3-6-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

中期財政計画を策定して財務運営を行っており、学生生徒等納付金等の事業活動収入は堅調に推移している。

事業活動収支差額比率は法人全体、短期大学部ともに全国平均より高い数値で推移しており、適切な財務運営を確立している。純資産構成比率は全国平均より高く、総負債比率等の負債関係比率も低いことから、安定した財務基盤を確立している。

また、外部資金の獲得にも積極的に取組んでおり、実績を挙げている。

【優れた点】

○外部資金の獲得において、私立大学等改革総合支援事業へ積極的に取組み、平成 27(2015)年度に三つのタイプの選定を受けている点は高く評価できる。

3－7　会計

3-7-①　会計処理の適正な実施

3-7-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は、経理規程、同取扱細則を制定し、学校法人会計基準にのっとり実施している。経理規程に基づき、固定資産管理規程を制定し、固定資産の適正な管理を行っている。

また、経理課では各部署から提出される証ひょう類の内容確認を行うなど、適正な会計処理に努めている。

監事は監事監査規程にもとづき、監査計画書と監査要領を策定の上、年次事業計画の進捗状況、収支状況等について監査を行っている。

公認会計士による会計監査は延べ 63 日実施しており、監事との意見交換を行うなど連携を図っている。

基準４．自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4－1　自己点検・評価の適切性

4-1-①　短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-②　自己点検・評価体制の適切性

4-1-③　自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

FD 活動を教職員の活動全般として位置付け、学長を委員長とする基本方針や基本計画等を審議する FD 委員会、FD 活動の企画・推進のための FD 推進センター、FD 活動の点検・評価のための FD 推進委員会を設置し、全学的に自己点検・評価に取組む体制を整備し、自主的な自己点検・評価に取組んでいる。

各学科は中期総合計画の基本方針に基づき、達成すべき具体的な目標値を設定した年次事業計画を策定し、達成結果の自己点検・評価を行っている。その適切性については FD 推進センターで確認の上、FD 委員会で審議され、理事会の承認を経て評議員会へ報告している。

中期総合計画により策定された年次事業計画の達成結果をもとに、毎年、自己点検・評価を行っている。

4－2　自己点検・評価の誠実性

4-2-①　エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-②　現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③　自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

各学科が年次事業計画で達成すべき具体的な目標値は、各学科が実情に応じて設定し、学科自らが達成結果の自己点検・評価を行っている。

各学科の目標値と自己評価の適切性は FD 推進センターが点検し、調整・修正を行うなど、適正な自己点検・評価に努めている。

平成 27(2015)年度に組織改編を行い、教育・研究、管理運営等に関する情報の収集及び整理に関する事項を担当する部署として教育研究支援課を、IR に関する事項を担当する部署として経営企画室を新たに設置し、現状把握のための情報収集と分析の体制強化に努めている。

また、自己点検・評価報告書はホームページに掲載し、社会に公表している。

4－3　自己点検・評価の有効性

4-3-①　自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

認証評価の結果をもとに、独自の中期総合計画や各学科の年次事業計画を策定するなど、認証評価の結果を短期大学部運営の改善・向上につなげている。

中期総合計画は理事会、評議員会の承認を経て、教職員に配付し情報の共有化を図っている。中期総合計画に基づき、各学科で作成される年次事業計画、年次事業報告も同様に理事会、評議員会の承認を得ている。

年次事業計画の達成結果を自己点検・評価し、次年度の事業計画に反映させることにより PDCA サイクルを機能させている。

短期大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．社会貢献

A－1　短期大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-①　社会貢献活動の具体性

【概評】

短期大学部の使命・目的としてうたわれている「教育研究の成果を広く社会へ提供することにより、社会の発展に寄与する」を具現化している。

地域連携推進センター、産学官連携センター、国際交流・社会連携課を設け、地域と密着した活動ができる体制が整備されており、綿密な計画作成やこれに関わる教員の負担軽減を可能にしている。

平成 26(2014)年 2 月、併設大学と共同で、地元の福岡市城南区と連携協定を締結し、定

期的に地域連携協議会を開催している。平成 26(2014)年 10 月には、独立行政法人都市再生機構と包括連携協定を締結している。内容は、「食」「キャリア教育」「子ども」に関わるテーマを設定するなど、短期大学部の持つ専門分野を広く取上げており、今日の社会生活に密着したものとなっている。

公開講座は大学と共同して開催され、平成 27(2015)年度は、8 講座（5 日間）に、延べ 600 人以上の参加があり、地域のニーズの高いものとなっている。また、食堂「食育館」を活用した企画は、大学の資源を PR する効果が大きいものといえる。

キャリア開発学科が近隣の「UR 荒江団地」で高齢者支援プロジェクトに取組んでいる。

食物栄養学科では、小学・中学・高校生を対象とした、食品衛生セミナーや調理体験教室の開催、福岡県糟屋郡に位置する久山町での地元住民とのコラボレーションによる久山の食材を使った健康レシピの考案、宮崎県産ブランドポークを使用したレシピの考案などの取組みがあり、特に久山町では 30 年以上にわたり、住民の栄養疫学調査への協力が行われている。幼児保育学科は、保育園児の衛生指導（活動体名：PEC）に取組んでいる。

このように、短期大学部の有する物的・人的資源を、3 学科の特徴を生かすかたちで、積極的に社会に提供していること、また、地域貢献活動を学科教育と一体化したかたちで、意欲的に展開していることは、高く評価できる。

Ⅳ　短期大学の概況（平成 28(2016)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 32(1957)年度
所在地　　福岡県福岡市城南区別府 5-7-1

学科・専攻

学科	専攻
食物栄養学科	―
キャリア開発学科	―
幼児保育学科	―

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
平成 28(2016)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 5 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 26 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 7 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 8 日	実地調査の実施　　11 月 9 日　第 2・3 回評価員会議開催

～11 月 10 日	11 月 10 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 29 日	第 5 回評価員会議開催
平成 29(2017)年　1 月 13 日	大学から「調査報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）
2 月 17 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

Ⅵ　提出資料一覧

・自己点検評価書（付：電子媒体）
・エビデンス集（データ編）（付：電子媒体）
・エビデンス集（資料編）

エビデンス集（資料編）内訳

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人中村学園寄附行為	
【資料 F-2】	短期大学案内	
	中村学園大学・中村学園大学短期大学部 2017 年度 大学案内 中村学園大学短期大学部 2017 GUIDE BOOK	
【資料 F-3】	短期大学学則	
	中村学園大学短期大学部学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	平成 28 年度 入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	中村学園大学短期大学部 平成 28 年度学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 28 年度中村学園大学・中村学園大学短期大学部　事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 27 年度学校法人中村学園事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ、キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び短期大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人中村学園及び中村学園大学短期大学部規程一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	平成 28 年度 学校法人中村学園 役員名簿 平成 27 年度 学校法人中村学園 理事会・評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	財務計算書類(平成 23～27 年度) 監事監査報告書(平成 23～27 年度)	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス	
	中村学園大学短期大学部 N-GUIDE 2016 中村学園大学短期大学部 平成 28 年度シラバス	

基準 1. 使命・目的等

基準項目

2　中村学園大学短期大学部

コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	中村学園大学短期大学部 学則	【資料 F-3】
【資料 1-1-2】	中村学園大学短期大学部 平成 28 年度学生便覧,9p	【資料 F-5】
【資料 1-1-3】	中村学園大学短期大学部 2017 年度大学案内	【資料 F-2】
【資料 1-1-4】	ホームページ（教育研究情報・教育研究上の目的）	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	中村学園大学短期大学部 N-GUIDE 2016	【資料 F-12】
【資料 1-2-2】	学校法人中村学園第 6 次中期総合計画	
【資料 1-2-3】	平成 28 年度中村学園大学・中村学園大学短期大学部 事業計画	【資料 F-6】
【資料 1-2-4】	平成 27 年度中村学園大学・中村学園大学短期大学部 事業報告	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	中村学園大学（含む短期大学部）教務委員会運営細則	
【資料 1-3-2】	中村学園大学（含む短期大学部）審議会規程	
【資料 1-3-3】	中村学園大学短期大学部教授会運営細則	
【資料 1-3-4】	学校法人中村学園規則等取扱規程	
【資料 1-3-5】	広報誌「CELERY」No.96	
【資料 1-3-6】	ハル先生－学園祖　中村ハル物語－	
【資料 1-3-7】	平成 28 年度シラバス 5p「中村学」	【資料 F-12】

基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2017 年度大学案内 14-17p,101p	【資料 F-2】
【資料 2-1-2】	オープンキャンパスプログラム	
【資料 2-1-3】	中村学園大学短期大学部入学試験運営委員会規程	
【資料 2-1-4】	中村学園大学短期大学部入学者選抜実施細則	
【資料 2-1-5】	高大接続教育研究会レポート No.6	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	中村学園大学短期大学部 学則	【資料 F-3】
【資料 2-2-2】	中村学園大学短期大学部 平成 28 年度学生便覧	【資料 F-5】
【資料 2-2-3】	中村学園大学短期大学部 N-GUIDE2016	【資料 F-12】
【資料 2-2-4】	教育システム改革 2014	
【資料 2-2-5】	図書館利用案内	
【資料 2-2-6】	ラーニングサポートセンター利用案内	
【資料 2-2-7】	平成 28 年度シラバス	【資料 F-12】
【資料 2-2-8】	プロジェクト研究成果報告書第 4 号	
【資料 2-2-9】	中村学園大学（含む短期大学部）教育改革支援制度に関する審議会申し合わせ	
【資料 2-2-10】	平成 26 年度教員教育研究業績集	
【資料 2-2-11】	長期インターンシップに関する協定書	
【資料 2-2-12】	中村学園大学（含む短期大学部）FD 委員会規程	
【資料 2-2-13】	第 22 回教育ワークショップ案内	
【資料 2-2-14】	授業についてのアンケート仕様書	
【資料 2-2-15】	平成 27 年度 Q-Conference 関連資料	
【資料 2-2-16】	福岡工業大学短期大学部合同 FD 研修会開催案内	
【資料 2-2-17】	短期大学部 FD 研修会開催案内	
【資料 2-2-18】	平成 27 年度 FD 実施報告書	

2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	中村学園大学（含む短期大学部）教務委員会運営細則	【資料 1-3-1】
【資料 2-3-2】	教職教育委員会細則	
【資料 2-3-3】	ラーニングサポートセンター連絡協議会内規	
【資料 2-3-4】	TA の雇用に関する教授会資料	
【資料 2-3-5】	中村学園大学大学院ティーチング･アシスタントに関する規程	
【資料 2-3-6】	中村学園大学（含む短期大学部）スチューデントジョブに関する取扱要領	
【資料 2-3-7】	食物栄養学科編入学対策講座について	
【資料 2-3-8】	中村学園大学（含む短期大学部）指導主任制度に関する規程	
【資料 2-3-9】	休退学手続き説明資料	
【資料 2-3-10】	短期大学部退学者減対策委員会記録	
【資料 2-3-11】	出席状況調査	
【資料 2-3-12】	中村学園大学短期大学部転学科に関する細則	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
	該当なし	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	就職ノート 83-87p,105p	
【資料 2-5-2】	就活応援ガイドブック	
【資料 2-5-3】	求人のための学校案内 2016	
【資料 2-5-4】	資格取得支援講座パンフレット	
【資料 2-5-5】	旅費支援制度案内	
【資料 2-5-6】	平成 27 年度後援会地区連絡会開催案内	
【資料 2-5-7】	学園マナーブック	
【資料 2-5-8】	キャリア開発学科インターンシップ事前・事後研修スケジュール,インターンシップグランプリ案内	
【資料 2-5-9】	職業適性検査掲示,実施要領	
【資料 2-5-10】	就職支援課説明会年間スケジュール	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	学生生活実態調査	
【資料 2-6-2】	履修カルテ	
【資料 2-6-3】	中村学園大学（含む短期大学部）ベストティーチャー賞運用内規	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	学生寮パンフレット	
【資料 2-7-2】	食育館パンフレット	
【資料 2-7-3】	中村学園大学（含む短期大学部）学生委員会規程	
【資料 2-7-4】	N-navi2016-2017 80p,88-89p,93p	
【資料 2-7-5】	学生相談室リーフレット	
【資料 2-7-6】	学生相談室だより第 12 号 2016 年 5 月号	
【資料 2-7-7】	教職員のためのサポートブック	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	教員組織一覧表	
【資料 2-8-2】	職位別教員数・年齢構成・ST 比	
【資料 2-8-3】	専任教員年齢構成（短期大学部）	
【資料 2-8-4】	中村学園大学（含む短期大学部）教員任用規程	
【資料 2-8-5】	中村学園大学（含む短期大学部）教員選考に係る資格基準内規	
【資料 2-8-6】	中村学園大学(含む短期大学部)教育センターに関する内規 10 条	

【資料 2-8-7】	教養教育委員会細則第 1 条	
2-9. 教育環境の整備		
	該当なし	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人中村学園寄附行為	【資料 F-1】
【資料 3-1-2】	学校法人中村学園第 6 次中期総合計画	【資料 1-2-2】
【資料 3-1-3】	学校法人中村学園及び中村学園大学短期大学部規程一覧	【資料 F-9】
【資料 3-1-4】	リスクマネジメントプログラム一覧	
【資料 3-1-5】	中村学園大学（含む短期大学部）衛生委員会規程	
【資料 3-1-6】	食育館パンフレット	【資料 2-7-2】
【資料 3-1-7】	中村学園大学（含む短期大学部）ハラスメントに関する規程	
【資料 3-1-8】	中村学園大学（含む短期大学部）ハラスメントの防止等に関するガイドライン	
【資料 3-1-9】	学校法人中村学園財務情報に関する書類閲覧内規	
【資料 3-1-10】	平成 27 年度学校法人中村学園事業報告書	【資料 F-7】
【資料 3-1-11】	広報誌「CELERY」No.96,15-16p	【資料 1-3-5】
3-2. 理事会の機能		
	該当なし	
3-3. 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	学校法人中村学園管理運営規則第 18 条 2 項, 第 24 条 2 項	
【資料 3-3-2】	中村学園大学短期大学部学則第 54 条	【資料 F-3】
【資料 3-3-3】	中村学園大学短期大学部教授会運営細則第 5 条	【資料 1-3-3】
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
	該当なし	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人中村学園事務職員研修要領	
3-6. 財務基盤と収支		
	該当なし	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人中村学園　経理規程	
【資料 3-7-2】	学校法人中村学園　経理規程取扱細則	
【資料 3-7-3】	学校法人中村学園　監事監査規程	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	中村学園大学(含む短期大学部)FD 委員会規程	【資料 2-2-12】
【資料 4-1-2】	中村学園大学(含む短期大学部)FD 推進センター規程	
【資料 4-1-3】	平成 28 年度 FD 実施方針(推進活動計画)	
【資料 4-1-4】	中村学園大学(含む短期大学部)FD 推進委員会細則	
【資料 4-1-5】	教育システム改革 2014	【資料 2-2-4】
【資料 4-1-6】	学校法人中村学園第 6 次中期総合計画	【資料 1-2-2】
【資料 4-1-7】	中村学園大学・中村学園大学短期大学部　平成 27 年度事業報告	【資料 1-2-4】
【資料 4-1-8】	中村学園大学・中村学園大学短期大学部　平成 28 年度事業計画	【資料 F-6】
【資料 4-1-9】	平成 28 年度 FD 実施計画書	

【資料 4-1-10】	平成 27 年度 FD 実施報告書	【資料 2-2-18】
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	ホームページ（情報公開）	
【資料 4-2-2】	ホームページ（FD 活動）	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	学生による授業評価アンケート実施案内	
【資料 4-3-2】	平成 26 年度学生生活実態調査結果	

基準 A. 社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 短期大学が持っている物的・人的資源の社会への提供		
【資料 A-1-1】	福岡市城南区と中村学園大学・中村学園大学短期大学部との連携に関する協定書	
【資料 A-1-2】	中村学園大学（含む短期大学部）地域連携推進センター規程	
【資料 A-1-3】	地域連携推進協議会議事録	
【資料 A-1-4】	平成 27(2015)年度第 42 回公開講座パンフレット	
【資料 A-1-5】	食育講座開催のお知らせ	
【資料 A-1-6】	親子教室開催案内	
【資料 A-1-7】	公民館等からの要望による活動報告書等	
【資料 A-1-8】	平成 26 年度短期大学部教員研究教育業績集	【資料 2-2-10】
【資料 A-1-9】	UR 賃貸住宅の活性化等の推進に係る連携協定書	
【資料 A-1-10】	広報誌「CELERY」No.98,15p	
【資料 A-1-11】	専門実践教育訓練講座指定等通知書	

3　兵庫大学短期大学部

Ⅰ　認証評価結果

【判定】

評価の結果、兵庫大学短期大学部は、日本高等教育評価機構が定める短期大学評価基準に適合していると認定する。

Ⅱ　総評

「基準１．使命・目的等」について

建学の精神である「和」に基づき、短期大学部の使命・目的が「個性豊かな人間性の涵養」と「職業人として有能な人材の養成」を中心に据えて定義され、短期大学部学則に明記されている。そして、人間形成のための教育を行い、幅広い職業人教育を展開し、地域の生涯学習機会の拠点として地域社会に貢献することを個性として打出しており、これらは大学ウェブサイトや「教育方針」の冊子、オリエンテーションや卒業・入学式、教職員向け説明会で学内外に表明されている。

三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）は、短期大学部の使命・目的及び教育目的を反映し、改組を重ねる中で現在の形になっている。平成27(2015)年より開始された「第２次中期計画『Vision2019』」（以下「Vision 2019」）により、PDCA を遂行し変化に対応する仕組みを深化させ、三つの方針に基づき、人間性の涵養とともに、教養と専門知識を有した人材の育成に必要な教育研究組織を携え、質の維持向上に努めている。

「基準２．学修と教授」について

アドミッションポリシーに基づき、多様な学生に対し門戸を開放しつつ、ディプロマポリシーにのっとって教育課程が体系的に編成され、シラバスにカリキュラムマップや学修すべき能力と授業科目の関連を明示し、アセスメントも明確である。

学生の学修深度を増すべく、授業評価や公開はもとより、アクティブ・ラーニング事例発表会などの授業方法の改善に向けた FD(Faculty Development)研修を活発に行い、クラス担任制による学修及び授業支援や、「学習支援センター」による個別指導や基礎講座が展開されている。また、専任スタッフを配置し、きめ細かい就職支援を行い、就職率も極めて高く、学修者の学びへの配慮がなされている。

校舎や図書館にはラーニング・コモンズやグループ学修室が整備され、学修環境などへの学生からの意見をくみ上げる仕組みもあり、それらは適切に管理されている。

「基準３．経営・管理と財務」について

理事会及び評議員会は、そのもとに置かれる諮問機関である「学園協議会」や日常の業務の意思決定を行う常任理事会や拡大常任理事会との連携を図り、ガバナンスが担保されている。また、短期大学部の教学に関する重要事項については大学運営会議が審議・決定し、常任理事会あるいは拡大常任理事会を経て理事会において最終意思決定が行われている。教育研究に関するボトムアップは、短期大学部教授会や学科長会議、学科会議そして

各種委員会を置き適切に機能している。

監事による業務監査や会計監査は定期的に行われ、監査報告書は理事会及び評議員会に提出されており、適切な監査体制がとられている。また、事務の執行体制や資質向上の仕組みが整備され、危機管理体制も適切であり、中期計画を確実に遂行することで、短期大学部の運営は健全に保たれることが期待できる。

「基準４．自己点検・評価」について

「兵庫大学・兵庫大学短期大学部　自己点検実施委員会規程」に基づき、「自己点検実施委員会」が主体的に、評価項目に沿って可能な限り多くの教職員が関わる体制で行われている。評価結果及び改善事項は大学運営会議にて検討され、教授会や各種委員会等にフィードバックを行い、PDCA サイクルの構築に積極的に取組んでいる。

自己点検・評価の結果については、大学ウェブサイトにて「自己点検・評価報告書」として公表されるとともに、「自己点検・評価に係る評価結果」「自己点検・評価に係る評価結果に対する改善状況報告一覧」を学内に開示し学内共有に努めており、「Vision 2019」も含め、現状分析とともに課題を着実に払拭できるような仕組みとなっている。

総じて、地域に愛され、質的に信頼される短期大学とは何かを自らに問いかけ、「第 1 次中期計画（平成 22(2010)年度～平成 26(2014)年度）」（以下「第１次中期計画」）及び「Vision 2019」の策定を機に建学の精神を確認し、短期大学部の使命・目的や教育目的の学内外への浸透を更に図っている。理事長や学長のリーダーシップのもと、中期計画の定期的レビューや自己点検・評価を通じて、学修者の立場での教育課程や支援を更に精緻化し、生涯学習活動を含めて地域への貢献が大いに期待できる。

なお、使命・目的に基づく短期大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域の核となる短期大学の役割」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ　基準ごとの評価

基準１．使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1－1　使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

短期大学部の使命・目的は、建学の精神である「和」に基づき、「個性豊かな人間性の涵養」と「職業人として有能な人材の養成」を中心に据えて定義され、短期大学部学則第 1

条に簡潔かつ明確に示されている。

短期大学部が設置する保育第一部及び第三部の教育研究上の目的は、短期大学部学則第4条において、「生命、生存、発達への権利」を尊重する精神の涵養と教養や十分な専門知識の獲得を重んじ、豊かな人間性を基盤とした保育者の養成を目指すことが具体的に示されている。

1－2　使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-①　個性・特色の明示

1-2-②　法令への適合

1-2-③　変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

「第 1 次中期計画」の中で、「和」の精神に基づく人間形成のための教育を行い、幅広い職業人教育を展開し、地域の生涯学習機会の拠点として地域社会に貢献することが明示され、短期大学部学則第 1 条において、使命・目的が、社会に貢献できる見識と能力を備えた職業人としての有能な人材の養成という具体的な記述となっており、法令を遵守するとともに個性を打出している。

前身の睦学園女子短期大学が設置された昭和 30(1955)年から現在に至るまで、学科再編や男女共学化などの改組を重ね、平成 27(2015)年より開始された「Vision 2019」により、PDCA を遂行し変化に対応する仕組みを深化させた。

1－3　使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-①　役員、教職員の理解と支持

1-3-②　学内外への周知

1-3-③　中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④　使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

学則の改廃は、教授会及び大学運営会議を経て理事会に諮り承認を得る流れとなっており、短期大学部の使命・目的及び教育目的については、教職員の理解と支持を得ている。また、それらは、年度始めの説明会や新年賀詞交換会において、理事長及び学長より教職員に説明が行われるほか、学生や学外に対しては学生便覧やウェブサイト、大学案内、宗教教育ガイドブック、オリエンテーションや必須科目である「宗教と人生」、公開講座や「教育の方針」の冊子を通じて周知されている。

「第 1 次中期計画」や「Vision 2019」を策定し、使命・目的及び教育目的に基づいた三つの方針を定め、教授すべき専門性に必要な教育研究組織を携え、各方針に基づき人間性の涵養とともに、教養と専門知識を有した人材の育成に努めている。

基準２．学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2－1　学生の受入れ

2-1-①　入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-②　入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーについては、大学ウェブサイト、入学試験要項などに明示し、進学説明会、教職員による高校訪問、オープンキャンパス等の機会を通して、周知が図られている。

多様な学生に対し門戸を開放するため、「吹奏楽推薦入試」「地域密着型入試」「経済支援型特別入試」等、入学者選抜方法は多くの方式を併用している。入学試験は、「学生募集・入試制度検討委員会」と保育科学科会議において選考方法等を検討し、大学運営会議で決定している。入学者の選考については、合否判定を入試委員会及び教授会で審議し、学長が議長を務める大学運営会議で決定している。

平成 28(2016)年度は保育科第一部で志願者が減少しているが、短期大学部全体として適切な学生数を確保している。

2－2　教育課程及び教授方法

2-2-①　教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-②　教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえ、学科の教育課程の編成方針を学生便覧「Campus Guide 2016」やシラバスで明示しており、教育課程の編成方針に即した体系的な教育課程を編成している。シラバスにカリキュラムマップ及び科目ナンバリングを掲載し、学修すべき能力と授業科

目の関連を明示している。学修の質を担保するため、履修登録時にはクラス担任が登録単位の過不足などの履修状況について確認し、履修指導を行っている。

教授方法の工夫・開発としては、習熟度別授業やグレード制の導入、少人数制授業等を実施している。教員は授業アンケートの結果を参考にするとともに、「教員評価」の教育分野項目においても前年度の授業実施内容について振返りを行い、授業公開により教員相互に授業参観の機会を設け、学生の学修を推進するためアクティブ・ラーニング事例発表会により、授業方法の改善に向けた FD 研修を行っている。

2－3　学修及び授業の支援

2-3-①　教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

クラス担任制により、学生一人ひとりに対して学修及び授業支援を実施できる体制を整え、学生の意見をくみ上げる仕組みを適切に整備している。新入生に対しては、入学式直後の「フレッシュマンキャンプ」で教員だけでなく学生支援課職員が参加して学生との親ぼくを深めるとともに履修指導等を丁寧に行い、大学生活への円滑な導入を図っている。

「学習支援センター」では専門の職員が常時学修個別相談や指導を行うほか、学力向上のための基礎講座を開設するなどの学修支援を行っている。「健康管理センター」では、専門の職員がクラス担任や学生支援課と連携しながら心身の健康問題に関する支援を行う等、教職協働による学生への支援を進めている。

「兵庫大学・兵庫大学短期大学部スチューデント・アシスタント規程」に基づき、SA(Student Assistant)が情報処理関連科目において活用されている。

2－4　単位認定、卒業・修了認定等

2-4-①　単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定の基準を学則に明示し、シラバスに授業計画、成績評価の方法、授業時間外学修の欄が設けられ、概ね適切に運用されている。卒業認定及び学位授与は、在学期間及び卒業要件単位を充足した学生について、教務委員会及び教授会の審議を経て、学長が認定している。

他大学等における既修得単位の認定単位数については、法令に適合した上限（30単位）を学則に規定し、教務委員会及び教授会の議を経て学長が認定を行っている。

2－5　キャリアガイダンス

2-5-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

保育士養成、教員養成を行う短期大学として、専門教育及び教養教育の中で職業人として必要な知識、技術、判断力等を獲得できるよう指導に努めている。また、免許・資格取得において必修の学外実習を職業体験の場として活用し、自己の適性と進路を見極めると同時に就業意識を養うため、教員と職員が協働した支援体制が構築されている。

教学部学生支援課として 10 人のスタッフを配置し、就職活動を行う学生全員と個人面談を行うなどきめ細かい指導を行っており、就職率も極めて高い。また、年間を通じて、就職説明会や合同企業セミナー等を実施している。

社会的・職業的自立に関する指導・支援については、組織的かつ計画的に実施されている。

2－6　教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-①　教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

クラス担任の教員が学生の履修状況の把握と進捗管理を行い、教員間での意見交換により適切な指導を行うよう努めている。ディプロマポリシーに示された力がどの授業科目の学修によって身に付くのかが一覧できる「カリキュラムマップ」を作成し、シラバスに記載している。授業担当者は、教育課程の中で担当科目がどのような役割を持っているのかを理解しながらシラバスを作成している。シラバスについては、学科において内容等を確認し、教育目的と齟齬がないように点検を行っている。

教育目的の達成状況を点検・評価する取組みとしては、全授業科目を対象に授業アンケートを実施している。授業アンケート結果は担当教員にフィードバックし、担当科目の授業改善に反映させている。

2－7　学生サービス

2-7-①　学生生活の安定のための支援

2-7-②　学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生の課外活動及び学生会に支援を適切に実施している。学生に対する健康相談・心的支援を「健康管理センター」で実施しており、健康教育など学生の健康に関する啓発活動も適切に行われている。セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等のハラスメント対策については、学内に相談員を配置し、適宜相談を受付け、対応できる体制を整えている。

学生に対する経済的支援として、経済的困窮状態が高く成績優秀な学生に一定金額を給付する「河野教育振興基金奨学金」「兵庫大学短期大学部給付奨学金」、保護者会が支援する「むつみ奨学金」、学長表彰とともに年間 5 万円を給付する「優秀学生表彰制度」がある。

学生の代表と学長をはじめとする大学側が自由な意見交換を行う場として「キャンパス・リフォーム委員会」を毎年 2 回開催し、学生から意見・要望を聞く機会としている。

2－8　教員の配置・職能開発等

2-8-①　教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-②　教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③　教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

設置基準以上に専任教員を確保し、全体的な年齢バランスも適正である。また、教員の任用及び昇任についても規則が整備され、規則に基づき適切に運用されている。専門科目における専任教員担当比率が高く、十分な指導体制が組織されている。

FD については、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部 FD・SD 推進委員会」が全学の教育の質向上を目指した取組みを実施している。また、学生の教養教育の充実及び質の向上を目的として、「共通教育機構」を併設する兵庫大学に設置している。

2－9　教育環境の整備

2-9-①　校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-②　授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地・校舎面積については、ともに設置基準を十分に満たしている。全ての施設がキャンパス内に配置されており適切に整備されている。特に図書館については、閲覧席、視聴覚ブース及びラーニング・コモンズ、グループ学修室などが整備されている。

バリアフリー化について、エレベータ、自動扉及び多目的トイレ・オストメイト対応トイレの設置工事が行われており、障がいのある学生の受入れに対応しているとともに、「キャンパス・リフォーム委員会」において、学生の要望や意見を大学執行部が真摯に受止め支援の計画を策定している。

授業を行う学生数については、教育効果が十分見込めるように適切に管理されている。

基準３．経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3－1　経営の規律と誠実性

3-1-①　経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③　学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④　環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤　教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為第 3 条において、建学の精神である「和」に基づく法人の教育目的のもと、経営の規律と誠実性の維持を明確にしている。また、寄附行為第 17 条及び 20 条に基づき理事会及び評議員会を定期的に開催している。

監事による業務監査や会計監査を定期的に実施し、その結果として監査報告書を理事会及び評議員会に提出している。なお、人権教育の取組みは、各種研修会や講演会を定期的に行い、ハラスメントに関しては、小冊子「ハラスメントの防止等に関するガイドライン」を全教職員に配付している。

そして、「危機管理に関する規程」「防災管理規程」及び「個人情報の保護に関する規程」を整備し、教育情報の 9 項目及び財務情報についても法人の広報誌「別冊あおぞら」及び大学ウェブサイトにおいて公開している。

3－2　理事会の機能

3-2-①　使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

寄附行為第 17 条において、理事会を最高意思決定機関として位置付け、法人及び設置校の管理・運営に関する重要事項を審議、適切かつ円滑に運営している。理事会の諮問機関として「学園協議会」を備え、法人運営の諸課題について審議・立案等を適宜行っている。また、管理運営に係る事務は法人事務局（企画調整室、総務室、財務室）が担い、「法人事務局事務分掌規定」に基づき、経営方針、財務及び人事面の企画・調整等を行っている。

なお、常任理事会は、使命・目的の達成に向け意思決定を適切に進めるため「理事会会議規則」に基づき、理事長、学長及びその他の学内理事に加え、大学の部局長、併設校教頭及び事務長等で構成する「拡大常任理事会」として、理事会の議案のほか、学校法人の日常業務全般について機動的に協議・決定を行えるよう月 1 回定例開催されている。

3－3　短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-①　短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-②　短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

「兵庫大学短期大学部学則」及び「兵庫大学短期大学部教授会規則」に基づき、学長は教授会の議を経て学生の入学・卒業、学位の授与、退学・停学・訓告処分を決定している。また、学長のもとに副学長 2 人と学長補佐 1 人を配置するとともに、事務組織としての学長室を含め各担当間で役割が明確であり、有機的に業務が行われ、学長のリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されている。

なお、「兵庫大学等大学運営会議規程」に基づき、学長・副学長・学長補佐・短期大学部長（兵庫大学学部長及び大学院研究科長含む）・事務局長・事務部署部長・附置機関長で構成される大学運営会議を置き、短期大学部の最高意思決定機関として、基本的事項を審議・決定している。そして、学長は常任理事として、理事会にて大学運営会議での決定事項を提案し、理事会としての審議・決定を受けている。

3－4　コミュニケーションとガバナンス

3-4-①　法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-②　法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③　リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

学校法人業務の最高意思決定機関としては理事会、短期大学部における教学に関わる重要な事項については大学運営会議で審議され、理事長及び学長がリーダーシップを持ち、法人及び大学の運営に関与し意見を徴する仕組みができている。また、理事長と学長、副学長、法人事務局長、事務局長らの意見交換の場として「月例懇話会」を月１回定例開催して意思疎通と連携強化面を補完している。

なお、ボトムアップとして、教育研究に関する運営においては学科長会議、学科会議、各種委員会を置き適切に機能している。一方、事務運営においては「課長連絡会議」を置き情報共有化を図り、各会議議事録等を通じて理事長や学長に的確・円滑に意見等が届く仕組みが整っている。

監事、評議員は、寄附行為に基づき選任され、監事監査の実施及び評議員会の開催は適切に行われている。

3－5　業務執行体制の機能性

3-5-①　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-②　業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③　職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

「兵庫大学短期大学部組織運営規程」により事務組織とその運営の必要事項を定め、「兵庫大学短期大学部事務分掌規程」により、大学事務局長のもとに、学長室、事務局、教学部、健康管理センター、学修基盤センター、高等教育研究センター、附属総合科学研究所、エクステンション・カレッジを設置し、効果的に業務を執行している。

事務局には総務課、経理課、管理課が置かれ、総務課のもとに事務サポート室が設置され、教学部には入学課、教務課、学生支援課、学事課が置かれ、教務課のもとに実習事務室が設置され、学修基盤センターのもとに学習支援センターが置かれるなど、機能的な管理体制が構築されている。

なお、職員においては、資質向上の取組みや内部研修会、各職員の階層に応じて派遣する官公庁、大学等団体や民間研修機関などでの多様な外部研修会へ参加し、その研修の内容について「課長連絡会議」にて報告を行い、研修の情報共有をしている。

3－6　財務基盤と収支

3-6-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

綿密な財政中期計画を立案しているが、平成 28(2016)年度の入学者の減少により財務状況は悪化している。しかし、中期計画を着実に進め、学生確保に向けた取組みにも成果が表れていることから、今後、健全な財務運営に向け更なる努力に期待する。

安定した財務基盤確立のために、収入増加策として「エクステンション・カレッジ」による講座収入及び科学研究費助成事業等の外部資金獲得の取組み、抑制策として委託費等の見直しを行っており収支バランスの確保に努めている。

3－7　会計

3-7-①　会計処理の適正な実施

3-7-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準、「学校法人睦学園　経理規則」及び「学校法人睦学園　固定資産及び物品管理規則」等の諸規則に基づき、会計処理を適正に実施する仕組みとなっている。

また、予算については、理事会で承認された法人全体の予算編成方針に基づき、大学運営会議が短期大学部の予算編成方針を定め、各部署の意見及び要望を反映できる体制を図り、査定を経て、当初予算・補正予算を編成している。

監事による監査、公認会計士による監査を実施され、適正な会計処理を行う組織体制が構築されている。

基準４．自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4－1　自己点検・評価の適切性

4-1-①　短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-②　自己点検・評価体制の適切性

4-1-③　自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価の実施は、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部　自己点検実施委員会規程」に基づき、短期大学部の使命・目的等に即した自主的・自律的な自己点検・評価を行える仕組みが整備されている。

自己点検・評価の適切性については、教育水準の一層の向上及び活性化を図るために、「自己点検実施委員会」が中心となり、各評価項目等の自己点検・評価と改善担当部署、主担当を明確にし、できるだけ多くの教職員が関わる体制で実施されており、大学運営会議で評価結果及び改善事項が検討され、その評価結果を教授会や各種委員会等にフィードバックしている。

自己点検・評価の周期等は、「Vision 2019」も含め、定期的に現状分析及び課題解決に向けた自己点検・評価を行っている。

4－2　自己点検・評価の誠実性

4-2-①　エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-②　現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③　自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

日本高等教育評価機構の評価基準を準用した根拠資料及びエビデンス集（データ編）に基づき、透明性の高い自己点検・評価が行われている。

自己点検・評価活動に限らず、実態を把握するために「授業評価アンケート」「学生生活・実態意識調査」などのデータの収集や、IR(Institutional Research)活動として、卒業生の満足度、学びの充実度などを調査するために「卒業時アンケート」を行い、教育活動等の改善を図るためデータの分析を行っている。

また、「自己点検・評価報告書」はホームページを通じて社会に公表し、「自己点検・評価に係る評価結果」「自己点検・評価に係る評価結果に対する改善状況報告一覧」を学内に開示し学内共有に努めている。

4－3　自己点検・評価の有効性

4-3-①　自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価において、担当基準項目ごとにより多くの教職員が関わる仕組みを構築し、自己点検・評価の結果の活用のために「自己点検・評価に係る評価結果に対する改善

状況報告一覧」を用い、改善を要する事項及び課題の進捗状況を明らかにすることにより、学内の自己点検・評価に対する理解の共有を図っている。

また、大学運営会議及び学長が中心に、進捗状況の確認及び課題等解決に向け、実質的な自己点検・評価の結果の活用のための PDCA 構築に積極的に取組んでおり、教育研究をはじめ短期大学部運営の向上につながる仕組みが構築され、機能している。

短期大学独自の基準に対する概評

基準Ａ．地域の核となる短期大学の役割

Ａ－1　地域の核となる短期大学の役割に関する方針の明確化と学内外への周知（情報の共有）

A-1-①　使命・目的に基づき地域の核となる短期大学の役割に関する方針の明確化と学内外への周知

Ａ－2　地域の核となる短期大学の具体的な役割の内容

A-2-①　地域における生涯学習の拠点となる活動（エクステンション・カレッジ事業）

A-2-②　地域での学びや活動（課程外教育、ボランティアなどを含む）を通しての学生の成長

A-2-③　加古川市をはじめとする近隣の自治体や各種団体、及び企業との連携

Ａ－3　短期大学の役割に関する評価

A-3-①　地域での学びや活動に対する学生への評価（評価方法の確立を含む）

A-3-②　生涯学習、産学官連携等、地域での活動に対する短期大学内部及び、外部評価（評価方法の確立、PDCA サイクルの実現を含む）学生の成長

【概評】

短期大学部の使命達成のために「生涯学習機会の拠点確立」と「地域社会との連携促進」を掲げ、「第 1 次中期計画」及び「Vision 2019」において地域に根ざす短期大学部として自らを明確に位置付け、大学ウェブサイト等で学内外に周知している。近隣の自治体や関連団体等と協定を締結し、地域における生涯学習の拠点としてエクステンション・カレッジをキャンパス内に開設している。エクステンション・カレッジでは年間 87 講座の実施に加えて企画増が予定されており、教職員の地域活動への参画も四年制大学と合わせて講師派遣及び委員委嘱受入れが積極的に行われ、短期大学部施設の開放もしながら地域交流が図られている。今後更に収益性を考慮した持続的な運営が望まれる。また、「ボランティアセンター」を設置し、学生及び教職員の積極的なボランティア活動を支援している。

「大学と地域との連携推進懇談会」は「学生の、学生による、学生のための」懇談会と銘打ち、司会、地域貢献の事例報告やプレゼンテーション、ワークショップ及び展示ブースでの紹介等を学生が担当し、学生の学びと成長を促している。また、チャレンジショップ「かつめし LABO」の出店事業、高校生と大学生と地域住民が参加するワークショップ

「熟議 in 兵庫大学」などのユニークな地域連携活動は世代間交流と多くの学びが促進されており、高く評価できる。これらの活動を検証するために、参加学生に対して「自己認識シート」を用いて事前事後のアンケート調査が実施され、PDCA サイクルも機能している。外部評価（地域評価）も検討されており、地域連携活動が今後より一層発展していくことが期待される。

Ⅳ　短期大学の概況（平成 28(2016)年 5 月 1 日現在）

開設年度　　昭和 32(1957)年度
所在地　　兵庫県加古川市平岡町新在家 2301

学科・専攻

学科	専攻
保育科第一部	―
保育科第三部	―

Ⅴ　評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
平成 28(2016)年　6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 9 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 23 日	「書面質問及び依頼事項」を短期大学へ送付
10 月 7 日	短期大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 31 日	実地調査の実施　　11 月 1 日　第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 2 日	11 月 2 日　第 4 回評価員会議開催
11 月 11 日	第 5 回評価員会議開催
平成 29(2017)年　1 月 13 日	短期大学から「調査報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）
2 月 16 日	短期大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

Ⅵ　提出資料一覧

・自己点検評価書（付：電子媒体）
・エビデンス集（データ編）（付：電子媒体）
・エビデンス集（資料編）

エビデンス集（資料編）内訳

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人睦学園寄附行為	
【資料 F-2】	短期大学案内	
	兵庫大学・兵庫大学短期大学部　大学案内 2016	
【資料 F-3】	短期大学学則	
	兵庫大学短期大学部学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	・平成 28 年度入学試験要項 ・平成 28 年度入学試験要項（短期大学：AO） ・平成 28 年度入学試験要項 （短期大学：指定校推薦、専門学科・総合学科対象指定校推薦） ・平成 28 年度入学試験要項（短期大学：協定校推薦） ・平成 28 年度入学試験要項（短期大学：兵庫大学コース）	
【資料 F-5】	学生便覧	
	平成 28（2016）年度学生便覧「Campus Guide」（短期大学）	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 28 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 27 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	・兵庫大学公式ウェブサイト　「交通アクセス」 ・兵庫大学公式ウェブサイト　「キャンパスマップ」	
【資料 F-9】	法人及び短期大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人睦学園例規集　目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	・睦学園役員名簿 ・睦学園評議員名簿 ・理事会、評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	・資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表 （平成 23 年度～平成 26 年度） ・資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、 事業活動収支計算書、貸借対照表(平成 27 年度) ・独立監査人の監査報告書、監事の監査報告書 (平成 23 年度～平成 27 年度) ・資金収支内訳表、消費収支内訳表(短大部門) (平成 23 年度～平成 26 年度) ・資金収支内訳表、事業活動収支内訳表(短大部門) (平成 27 年度)	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス	
	平成 28（2016）年度授業計画「シラバス」（短期大学）	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		

【資料 1-1-1】	兵庫大学短期大学部学則 （本学園例規集 1038 ページ）	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	兵庫大学公式ウェブサイト「学則・諸規程」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/gakusoku.html	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	兵庫大学短期大学部学則 （本学園例規集 1037 ページ）	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-2】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部 第 2 次中期計画「Vision 2019」	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	兵庫大学等運営会議規程	
【資料 1-3-2】	理事会業務委任規則	
【資料 1-3-3】	平成 28（2016）年度学生便覧「Campus Guide」（短期大学） （88～104 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-3-4】	兵庫大学公式ウェブサイト「学則・諸規程」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/gakusoku.html	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 1-3-5】	宗教教育ガイドブック「ぷんだりーか」	
【資料 1-3-6】	兵庫大学創設物語	
【資料 1-3-7】	理事長、学長メッセージ「平成 28 年 年頭にあたって」	
【資料 1-3-8】	平成 28 年度　第 1 回教職員 FD 研修プログラム（次第）	
【資料 1-3-9】	定例礼拝案内チラシ	
【資料 1-3-10】	宗教セミナー案内チラシ	
【資料 1-3-11】	花まつり法要《灌仏会》案内チラシ	
【資料 1-3-12】	平成 27 年度成道会フォーラム（次第）	
【資料 1-3-13】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部　第 1 次中期計画	
【資料 1-3-14】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部 第 2 次中期計画「Vision 2019」	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 1-3-15】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部「学長裁量経費」に関する 取扱いについて	
【資料 1-3-16】	平成 26 年度学長裁量経費成果報告（概要）	
【資料 1-3-17】	平成 27 年度学長裁量経費採択結果	
【資料 1-3-18】	平成 28 年度教育方針	

基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	平成 28 年度教育方針	【資料 1-3-18】と同じ
【資料 2-1-2】	平成 28 年度入学試験要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-3】	平成 28 年度入学試験要項（短期大学：AO）	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-4】	平成 28 年度入学試験要項 （短期大学：指定校推薦、専門学科・総合学科対象指定校推薦）	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-5】	平成 28 年度入学試験要項（短期大学：協定校推薦）	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-6】	平成 28 年度入学試験要項（短期大学：兵庫大学コース）	【資料 F-4】と同じ
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	平成 28（2016）年度授業計画「シラバス」（短期大学）	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-2】	兵庫大学公式ウェブサイト「シラバス」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/research/education/syllabus.html	
【資料 2-2-3】	シラバスの作成について－記入要領／項目解説－	
【資料 2-2-4】	平成 28（2016）年度学生便覧「Campus Guide」（短期大学） GPA 制度（45 ページ）	【資料 F-5】と同じ

【資料 2-2-5】	平成 28（2016）年度学生便覧「Campus Guide」（短期大学） 履修規程（111～115 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-6】	平成 27 年（2015）年度 FD 活動事業について（報告）	
【資料 2-2-7】	教員評価制度（平成 22 年 6 月改正）	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	平成 28（2016）年度クラス担任一覧	
【資料 2-3-2】	平成 28（2016）年度オリエンテーション （フレッシュマンキャンプ含む）日程表	
【資料 2-3-3】	フォローアッププログラム案内	
【資料 2-3-4】	アクティブラーニング・ゾーン紹介ブックレット	
【資料 2-3-5】	学習支援センター平成 27 年度利用者数一覧	
【資料 2-3-6】	平成 27（2015）年度就職対策基礎講座の案内及び受講者数一覧	
【資料 2-3-7】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部 スチューデント・アシスタント規程	
【資料 2-3-8】	平成 28（2016）年度 I 期オフィスアワー一覧	
【資料 2-3-9】	授業運営に関する意見書提出時の対応手順について	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	平成 28（2016）年度授業計画「シラバス」（短期大学）	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-4-2】	平成 28（2016）年度学生便覧「Campus Guide」（短期大学） 入学前の既修得単位認定（92、107 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-3】	平成 28（2016）年度学生便覧「Campus Guide」（短期大学） 履修規程（111～115 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-4】	平成 28（2016）年度学生便覧「Campus Guide」（短期大学） 学位規程（105 ページ）	【資料 F-5】と同じ
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	平成 28（2016）年度学生支援課（就職支援）各学科担当者	
【資料 2-5-2】	平成 27（2015）年度版学内講座ガイド	
【資料 2-5-3】	平成 27（2015）年度インターンシップ参加者 （学生支援課紹介分）	
【資料 2-5-4】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部就職推進委員会規程	
【資料 2-5-5】	「兵庫大学・兵庫大学短期大学部就職推進委員会」議案一覧	
【資料 2-5-6】	平成 27（2015）年度 卒業者の進路・就職状況結果	
【資料 2-5-7】	平成 28（2016）年度オリエンテーション （フレッシュマンセミナー含む）日程表	【資料 2-3-2】と同じ
【資料 2-5-8】	平成 27 年度就職ガイダンス等の出席状況	
【資料 2-5-9】	平成 27 年度幼稚園・保育所等との就職懇談会実施結果報告書	
【資料 2-5-10】	仏教系 幼稚園・保育所就職予定者に対する就職前教育の実施について	
【資料 2-5-11】	学内合同企業研究セミナーについて	
【資料 2-5-12】	平成 28 年度ハローワーク加古川による 求人紹介・就職相談について	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	平成 28（2016）年度授業計画「シラバス」（短期大学）	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-6-2】	授業アンケート	
【資料 2-6-3】	進路登録カード（短期大学）	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	平成 28（2016）年度奨学金のしおり	
【資料 2-7-2】	平成 28（2016）年度学内団体一覧	
【資料 2-7-3】	平成 27（2015）年度課外活動実績	
【資料 2-7-4】	平成 27（2015）年度ボランティア活動一覧	

【資料 2-7-5】	平成 27 年度健康管理センター主催講演会チラシ	
【資料 2-7-6】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 2-7-7】	授業運営に関する意見書提出時の対応手順について	【資料 2-3-9】と同じ
【資料 2-7-8】	第 6 回学生生活実態・意識調査　結果	
【資料 2-7-9】	卒業時アンケート	
【資料 2-7-10】	平成 27（2015）年度キャンパス・リフォーム委員会新聞	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	兵庫大学短期大学部専任教育職員選考規程	
【資料 2-8-2】	兵庫大学等任期を定めて任用する教員に関する規則	
【資料 2-8-3】	兵庫大学等特別任用教員規則	
【資料 2-8-4】	兵庫大学短期大学部専任教育職員選考実施取扱要領	
【資料 2-8-5】	兵庫大学短期大学部専任教育職員採用の手続きについて	
【資料 2-8-6】	兵庫大学短期大学部専任教職員の昇任候補者選出に関する内規	
【資料 2-8-7】	授業アンケート	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 2-8-8】	授業アンケート集計結果 http://web.lab.hyogo-dai.ac.jp/tenken/	
【資料 2-8-9】	教員評価制度（平成 22 年 6 月改正）	【資料 2-2-7】と同じ
【資料 2-8-10】	教員評価の公表について	
【資料 2-8-11】	教員評価の結果について（通知）	
【資料 2-8-12】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部 FD 委員会規程	
【資料 2-8-13】	平成 28 年度　第 1 回教職員 FD 研修プログラム（次第）	【資料 1-3-8】と同じ
【資料 2-8-14】	平成 27（2015）年度 FD 活動事業について（報告）	【資料 2-2-6】と同じ
【資料 2-8-15】	平成 27（2015）年度 FD 活動事業計画	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	平成 27（2015）年度図書館開館カレンダー	
【資料 2-9-2】	平成 27（2015）年度図書館入館者年間集計表	
【資料 2-9-3】	平成 27（2015）年度図書館ガイダンス実施結果	
【資料 2-9-4】	コンピュータの整備状況	
【資料 2-9-5】	学内 LAN 配線図	
【資料 2-9-6】	地域医療福祉研修センター　リーフレット	
【資料 2-9-7】	耐震補強工事計画表	
【資料 2-9-8】	兵庫大学等防災管理規程	
【資料 2-9-9】	平成 27 年度防災訓練計画書	
【資料 2-9-10】	大地震対応マニュアル（ポケット版）	
【資料 2-9-11】	兵庫大学等構内自動車等交通規制実施要領	
【資料 2-9-12】	薬品類の取り扱い、管理及び廃棄等に関する規程	
【資料 2-9-13】	平成 27 年度今夏における電力需要抑制に対する本学の対応結果について	
【資料 2-9-14】	平成 27 年度キャンパス・リフォーム委員会実施要領	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人睦学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-2】	理事会業務委任規則	【資料 1-3-2】と同じ
【資料 3-1-3】	学校法人睦学園組織規則	
【資料 3-1-4】	主な関連規程の整備状況	

【資料 3-1-5】	就業規則（加古川団地）	
【資料 3-1-6】	学校法人睦学園個人情報の保護に関する規則	
【資料 3-1-7】	個人番号及び特定個人情報取扱規則	
【資料 3-1-8】	学校法人睦学園公益通報等に関する規則	
【資料 3-1-9】	拡大常任理事会に関する申し合わせ	
【資料 3-1-10】	拡大常任理事会構成員	
【資料 3-1-11】	就業規則（加古川団地）	【資料 3-1-5】と同じ
【資料 3-1-12】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部人権教育推進委員会規程	
【資料 3-1-13】	平成 27 年度人権教育推進委員会活動について（報告）	
【資料 3-1-14】	平成 28 年度人権教育推進委員会活動方針について（報告）	
【資料 3-1-15】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部ハラスメントの 防止等に関する規程	【資料 2-7-6】と同じ
【資料 3-1-16】	ハラスメントの防止等に関するガイドライン	
【資料 3-1-17】	ハラスメント防止における啓発講演会の開催について（案内）	
【資料 3-1-18】	ハラスメント防止に向けて＜実習編＞	
【資料 3-1-19】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部における危機管理に関する規程	
【資料 3-1-20】	危機管理ガイドライン	
【資料 3-1-21】	兵庫大学等防災管理規程	【資料 2-9-8】と同じ
【資料 3-1-22】	平成 27 年度防災訓練計画書	【資料 2-9-9】と同じ
【資料 3-1-23】	大地震対応マニュアル（ポケット版）	【資料 2-9-10】と同じ
【資料 3-1-24】	学内「AED」装置 設置場所（4 台）	
【資料 3-1-25】	学生・教職員対象の「AED」講習会	
【資料 3-1-26】	薬品類の取り扱い、管理及び廃棄等に関する規程	【資料 2-9-12】と同じ
【資料 3-1-27】	学校法人睦学園個人情報の保護に関する規則	【資料 3-1-6】と同じ
【資料 3-1-28】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部衛生委員会規程	
【資料 3-1-29】	睦学園ニュース　別冊あおぞら	
【資料 3-1-30】	学校法人睦学園財務情報等の閲覧に関する規則	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人睦学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-2-2】	理事会会議規則	
【資料 3-2-3】	理事会業務委任規則	【資料 1-3-2】と同じ
【資料 3-2-4】	学校法人睦学園常任理事会会議規則	
【資料 3-2-5】	拡大常任理事会に関する申し合わせ	【資料 3-1-9】と同じ
【資料 3-2-6】	学校法人睦学園協議会規則	
【資料 3-2-7】	学校法人睦学園法人事務局事務組織規定	
【資料 3-2-8】	学校法人事務局事務分掌規定（第 2 号）	
3-3. 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	兵庫大学短期大学部組織運営規程	
【資料 3-3-2】	兵庫大学等大学運営会議規程	【資料 1-3-1】と同じ
【資料 3-3-3】	兵庫大学短期大学部学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-3-4】	兵庫大学短期大学部教授会規則	
【資料 3-3-5】	理事会業務委任規則	【資料 1-3-2】と同じ
【資料 3-3-6】	理事会業務委任規則に関する申し合わせ	
【資料 3-3-7】	業務推進検討会議の設置に関する内規	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	月例懇話会に関する申し合わせ	
【資料 3-4-2】	学校法人睦学園監事監査規則	
【資料 3-4-3】	業務監査報告書	
【資料 3-4-4】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部課長連絡会議規程	

【資料 3-4-5】	第 10 回進睦 610 会案内文書	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	兵庫大学短期大学部組織運営規程	【資料 3-3-1】と同じ
【資料 3-5-2】	兵庫大学短期大学部事務分掌規程	
【資料 3-5-3】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部事務体制について （平成 28 年 5 月 1 日現在）	
【資料 3-5-4】	事務サポート室の業務内容が分かる資料 ・学部・学科への周知用チラシ ・事務部署の委託したい業務とその委託状況 ・事務サポート室の委託実績報告（派遣会社作成）	
【資料 3-5-5】	平成 28 年度各種委員会等一覧	
【資料 3-5-6】	学校法人睦学園稟議規則	
【資料 3-5-7】	稟議に関する申し合わせ	
【資料 3-5-8】	事務職員の採用等に関する任用規程	
【資料 3-5-9】	［HMBO（Hyogo university Management By Objectives and Self-control）（兵庫大学人事考課制度）］	
【資料 3-5-10】	平成 27 年度事務職員研修	
【資料 3-5-11】	平成 27 年度管理職研修	
【資料 3-5-12】	平成 27 年度「管理職研修 part1 ～労務管理と理論と実践～」	
【資料 3-5-13】	第 10 回進睦 610 会（当日資料）	
【資料 3-5-14】	ビジネスマナー研修資料	
【資料 3-5-15】	「メンターの活用を含めた新入職員ケアシステム」 導入について	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	第 7 次財政中期計画（平成 22 年度～平成 26 年度）	
【資料 3-6-2】	第 8 次財政中期計画（平成 27 年度～平成 31 年度）	
【資料 3-6-3】	教員定数・職員定数のガイドライン	
【資料 3-6-4】	・資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表 （平成 25 年度～平成 26 年度） ・資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、 事業活動収支計算書、貸借対照表(平成 27 年度)	【資料 F-11】と同じ
【資料 3-6-5】	財産目録（平成 27 年度）	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	平成 28 年度収支予算書（学園・短期大学）	
【資料 3-7-2】	学校法人睦学園稟議規則	【資料 3-5-6】と同じ
【資料 3-7-3】	学校法人睦学園経理規則	
【資料 3-7-4】	学校法人睦学園固定資産及び物品管理規則	
【資料 3-7-5】	学校法人睦学園資産の運用に関する取扱規則	
【資料 3-7-6】	監査報告書（監事、公認会計士）	【資料 F-11】と同じ
【資料 3-7-7】	監査結果説明書	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	平成 26 年度自己点検・評価報告書作成に係る手引き （平成 27 年度実施版）	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	業績管理システム「業績プロ」	
【資料 4-2-2】	第 6 回学生生活実態・意識調査　結果	【資料 2-7-8】と同じ
【資料 4-2-3】	卒業時アンケート集計・分析結果	

【資料 4-2-4】	平成 26 年度「自己点検・評価報告書」	
【資料 4-2-5】	兵庫大学公式ウェブサイト「大学評価」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/jiko_index.html	
【資料 4-2-6】	平成 26 年度「自己点検・評価に係る評価結果」	
【資料 4-2-7】	自己点検・評価に係る評価結果に対する改善状況報告一覧表（過去 3 ヵ年）	
【資料 4-2-8】	兵庫大学公式ウェブサイト 「教育情報」⇒「学位、業績」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/ichiran_27.html	
【資料 4-2-9】	兵庫大学公式ウェブサイト「機関別認証評価」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/jiko_ninsho.html	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部自己点検実施委員会規程	
【資料 4-3-2】	自己点検・評価に係る評価結果に対する改善状況報告一覧表（過去3ヵ年）	【資料 4-2-7】と同じ

基準 A. 地域の核となる短期大学の役割

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域の核となる短期大学の役割に関する方針の明確化と学内外への周知（情報の共有）		
【資料 A-1-1】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部　第 1 次中期計画	【資料 1-3-13】と同じ
【資料 A-1-2】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部地域連携推進委員会規程	
【資料 A-1-3】	兵庫大学･兵庫大学短期大学部　第 2 次中期計画「Vision 2019」	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 A-1-4】	兵庫大学教職員専用ページ「中期計画」	
【資料 A-1-5】	兵庫大学公式ウェブサイト　「学長メッセージ」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/guide/shokai/president.html	
A-2. 地域の核となる短期大学の具体的な役割の内容		
【資料 A-2-1】	兵庫大学エクステンション・カレッジ リーフレット	
【資料 A-2-2】	兵庫大学エクステンション･カレッジ 2015 年度〈前期〉〈後期〉講座案内パンフレット	
【資料 A-2-3】	兵庫大学エクステンション･カレッジ 2016 年度〈前期〉講座案内パンフレット	
【資料 A-2-4】	平成 27 年度大学と地域との連携推進懇談会開催案内	
【資料 A-2-5】	平成 27 年度大学と地域との連携推進懇談会 ワークショップ報告書	
【資料 A-2-6】	「熟議 2015 in 兵庫大学」案内チラシ	
【資料 A-2-7】	「熟議 2015 in 兵庫大学」実施要領	
【資料 A-2-8】	「熟議 2015 in 兵庫大学」速報	
【資料 A-2-9】	兵庫大学公式ウェブサイト 「第 51 回兵庫大学大学祭「聚萌祭」について」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/campus/news/festival/2015/1029833.html	
【資料 A-2-10】	兵庫大学公式ウェブサイト 「第 51 回兵庫大学大学祭「聚萌祭」の開催のお礼について」 http://www.hyogo-dai.ac.jp/campus/news/festival/2015/1117875.html	
【資料 A-2-11】	第 26 回加古川ツーデーマーチ　開催要項	
【資料 A-2-12】	第 16 回兵大イルミネーションの実施結果について	
【資料 A-2-13】	兵大イルミネーション神戸新聞記事	
【資料 A-2-14】	平成 27（2015）年度ボランティア活動一覧	【資料 2-7-4】と同じ
【資料 A-2-15】	加古川市、加古川商工会議所及び兵庫大学との連携協力に関する協定書	
【資料 A-2-16】	稲美町と兵庫大学との連携協力に関する協定書	

【資料 A-2-17】	加古川市教育委員会・兵庫大学の協力覚書	
【資料 A-2-18】	稲美町商工会と兵庫大学・兵庫大学短期大学部との連携協力に関する協定書	
【資料 A-2-19】	兵庫大学・兵庫大学短期大学部と公益財団法人兵庫県生きがい創造協会との連携に関する協定書	
【資料 A-2-20】	福祉・介護人材養成に係る社会福祉法人はりま福祉会せいりょう園と兵庫大学・兵庫大学短期大学部との連携に関する協定書	
【資料 A-2-21】	兵庫大学かつめし LABO 奮闘記	
【資料 A-2-22】	平成 26 年度における兵庫大学・兵庫大学短期大学部　地域連携・地域貢献事業の概要	
A-3. 短期大学の役割に関する評価		
【資料 A-3-1】	自己認識シート（事前評価）	
【資料 A-3-2】	自己認識シート（事後評価）	
【資料 A-3-3】	熟議 2015 in 兵庫大学報告書	

平成 28 年度 短期大学機関別認証評価

評価結果報告書

平成 29 年 3 月
発行　公益財団法人日本高等教育評価機構
〒102-0073
東京都千代田区九段北 4-2-11
第 2 星光ビル 2 階
TEL　03-5211-5131　FAX　03-5211-5132
URL　http://www.jihee.or.jp/